

## 令和2年村上市議会第4回定例会会議録（第3号）

○議事日程 第3号

令和2年12月4日（金曜日） 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（22名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	竹内和広君
企画財政課長	東海林豊君
自治振興課長	渡辺律子君
税務課長	長谷部俊一君

市民課長	八藤後	茂樹	君
環境課長	田中	章穂	君
保健医療課長	信田	和子	君
介護高齢課長	小田	正浩	君
福祉課長	木村	静子	君
こども課長	中村	豊昭	君
農林水産課長	大滝	敏文	君
地域経済振興課長	山田	和浩	君
観光課長	大滝	寿	君
建設課長	伊与部	善久	君
都市計画課長	大西	敏	君
上下水道課長	山田	知行	君
会計管理者	大滝	慈光	君
農業委員会事務局長	小川	良和	君
選管・監査事務局長	佐藤	直人	君
消防長	鈴木	信義	君
学校教育課長	菅原	明	君
生涯学習課長	板垣	敏幸	君
荒川支所長	平田	智枝子	君
神林支所長	石田	秀一	君
朝日支所長	岩沢	深雪	君
山北支所長	斎藤	一浩	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	小林	政一
事務局次長	内山	治夫
書記	中山	航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、6番、河村幸雄君、18番、長谷川孝君を指名いたします。ご了承を願います。

---

日程第2 一般質問

○議長（三田敏秋君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

本日の一般質問は4名を予定しております。ご了承を願います。

最初に、9番、稲葉久美子さんの一般質問を許します。

9番、稲葉久美子さん。（拍手）

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番（稲葉久美子君） おはようございます。日本共産党の稲葉久美子です。緊張しまして、眼鏡取り忘れてきたこと、すみません。昨日村上総合病院が新しく開院いたしました。私、すぐ近くに住んでいるものですから、最近の出来事、私たちの地域から見えるようなことについて少し報告したいと思います。大変なコロナ禍の下ですけれども、予定どおり村上総合病院開院の運びとなりました。11月26、27日には新しい病院で2機のヘリコプターが離着陸の訓練を行ってまいりました。12月1日には職員の駐車場が満杯になり、音を出さない救急車が何台も光っていたそうです。荷物を運ぶトラックも忙しそうに入っている光景はそんなに見られるものではありませんが、病院移転、本当に大変なのだということを実感したそうです。また、勤務する職員や看護師さんたち、引っ越しでは夜の11時頃の帰宅になったということも聞いております。地域住民の方々、しっかり見ていたようです。一番はやっぱり施設だ、しっかりした施設があつてこそ医者も来るし、働く人たちが気持ちよく働けると言っておりました。少しうるさいけれども、毎日ではないだろうし、私たちは我慢しようかというようなことも言っておりました。新しい病院に対して大きな期待を持っております。今朝9時半後に私、自宅を出てきたのですけれども、病院経由で路線バス、それからまちなか循環バスが通ってまいりました。大型路線バスは、何か狭い道路を大きなバスが通っているような感じで、少し違和感あるくらいのものでしたが、順調にスタートしているなというふうに見ております。この市民の大きな期待に応えられるように、また県北地域の中心的医療を担う総合病院を行政

としてもいろいろな面で支援を強化することが求められているのではないのでしょうか。近くに住んでいる者として近況を皆さんに一応お知らせしておきます。

それでは、私の一般質問をさせていただきます。今日は、子どもたちのことに限って質問させていただきます。

1つは、保育園統廃合の問題についてです。コロナ禍の下、少人数保育が求められていると思います。建物の老朽化や子どもたちの数の減少という理由で統廃合することが必要なのか伺います。

2番、教育現場における働き方改革等の経過について。①番、コロナ禍の教訓から少人数学級が不可欠となりました。萩生田文部科学大臣も30人学級に言及しています。村上市においては、第2回定例会で教育長から答弁をいただいております。現在もお考え変わっていないのでしょうか。

②番、教師の勤務時間が長いという家族からの訴えがあり、是正するように求めてまいりました。昨年12月議会です。児童生徒とほかの仕事との関わりも含めて、子どもたちのための勤務時間が十分に確保されているのでしょうか。

3番、妊婦の医療費助成について。昨年の第4回定例会12月議会ですが、一般質問いたしました。妊婦の医療費助成は、県内でも村上だけが実施されていない。妊婦が安心して治療、出産できるようにと提案いたしました。近隣市町村、新潟市、長岡市など県内多くの自治体が助成実施し、歯科健診・歯科治療に力を入れているのが今回特に分かりました。少子化・子育て対策で有効だと聞いております。村上市でその後の経過はどのようになっているのか伺います。

答弁の後、再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。それでは、稲葉議員の3項目のご質問につきまして順次お答えをさせていただきます。

最初に1項目め、保育園統廃合についての、コロナ禍の下、少人数保育が進められているが、建物の老朽化や子どもの数の減少という理由で統廃合することが必要かとのお尋ねについてでございますが、保育園の統廃合につきましては、第2次村上市保育園等施設整備計画に基づき、計画的に実施をいたしているところであります。この計画は、施設の老朽化が進行する中において良好な保育環境と園児の安全を確保するため、改修や建て替えを計画的に行うために策定されたものであります。また、保育園の適正規模を維持するためにも子どもの安心・安全を最優先に考え、施設の統廃合を行うことといたしているところであります。今後も引き続き、入園児童数や施設の老朽化の程度などを考慮しながら保育園の統廃合について取り組んでまいりたいと考えているところであります。

なお、各保育園においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として換気や手指消毒の徹底など、新しい生活様式の実践について日々取り組んでいるところであります。

次に2項目め、教育現場における働き方改革等の経過については、教育長に答弁をいたさせます。

次に3項目め、妊婦の医療費助成についての、昨年第4回定例会で一般質問しましたが、その後の経過はどのようになっているのかとお尋ねについてでございますが、令和元年第4回定例会で稲葉議員の一般質問でもお答えをいたしました。本市における妊婦の皆様に対する支援策につきましては、健康で安全に出産できるよう、妊娠期間中の健康管理が重要であるとの観点から妊婦健康診査及び妊婦歯科健診を無料とするなどの支援策を講じているところであります。妊婦の皆様が医療機関を受診する際の医療費について直接支援することは行っていませんが、健康で安心して出産できるよう、妊娠の期間中において保健師等の専門職が母子保健に関する相談に応じながら必要な助言や疾病予防のための保健指導を行っているところであります。こうした施策が安心して子どもを産むための有効な支援につながっているものと認識をいたしているところであります。

少子化・子育て対策の観点からのご質問もいただいております。妊娠を望んでいるが、なかなか子宝に恵まれないといった方がいらっしゃいます。本市におきましては、保険適用外の不妊治療費に対する助成を行うなど、妊娠を望む方が安心して妊娠、出産ができる環境の整備にも取り組んでいるところであります。また、出産後の子育てにおいても様々なご苦労があるとお聞きをいたしております。こうしたことから、本市におきましては妊娠期前から子育て期にわたる切れ目のない支援が重要であると捉え、現状の施策を講じているところであります。稲葉議員ご提案の妊婦の医療費助成につきましても大切な施策の一つであると理解をいたしております。少子化・子育て対策を講ずる上において、妊娠期前から子育て期にわたる切れ目のない支援の在り方については引き続き検証を行い、ブラッシュアップしていかなければならないと考えているところでありますので、妊婦の医療費助成につきましてもその手法の一つとして引き続き検討をしてみたいと考えているところであります。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） おはようございます。それでは、稲葉議員の2項目め、教育現場における働き方改革等の経過についての1点目、少人数学級の実施について、本年第2回定例会の答弁と考えは変わっていないかとお尋ねについてでございますが、児童生徒一人一人に向き合う時間を確保し、きめ細かな指導ができるよう、また、感染症対策の観点からも30人以下学級の実現や教職員定数の改善を教育委員会としても文部科学省等に継続して要望していく必要があると考えております。その上で現時点では、児童生徒数が30人を上回る学級が存在する学校もありますので、6月議会で答弁いたしましたとおり、配置された教員を有効活用し、算数等の教科で少人数指導を実施できるよう、学校では工夫をいたしております。また、悩みやストレスを抱える児童生徒には、学級担任だけでなく、全校体制で一人一人の児童生徒を見守る体制づくりが必要になってくるものと

考えております。さらに、感染予防のためには、密な状態にならないよう、広い教室の使用や換気・健康観察の徹底などの取組を教職員が協力し実施できるよう、今後も学校に働きかけを行ってまいります。

次に2点目、教師の長時間勤務が問題になっているが、子どもたちのための勤務時間が十分確保されているかのお尋ねについてでございますが、毎日の授業、教育相談、部活動や生徒会活動等で児童生徒と直接触れ合う時間は教職員にとって大切な時間であり、それらの時間は確保されております。しかし、授業を充実させるための教材研究、学習指導や生徒指導のための最小限の必要な打合せ、家庭訪問、休日の部活動等で残業時間が長くなる実態はあります。月45時間を超える残業をしている教職員の割合は県平均以下ではありますが、心身ともに健康な状態で児童生徒と向き合えるよう、今後も学校における働き方改革を推進してまいります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） ありがとうございます。

それでは、保育園の問題からお聞きしたいと思います。コロナ禍の下、保育園の子どもたちもマスクをしているという状況になっております。子どもたちは、一日マスクをするのがすごく厳しいらしくて、顎マスクになってしまっているのです。それこそ朝から晩までずっと顎のほうにマスクをして、そして遊んでいるという状況が目に入ります。本当にマスクをしなさいというときにはぱっとできるようにという状況なのだと思いますが、子どもたちにはそういう思いさせなければならぬのかなというふうな感じさせるときです。テレビを見ても新聞を見てもコロナで、本当にもう見たくないということでチャンネルを回す。どこ回してもコロナだと。テレビを見ないという状況もあるわけです。子どもたちが何をしているかなというと、本当にうちの中に籠もって、それこそゲームに明け暮れているという状況ももちろんあります。そういう中で、平日は保育園に行ける子どもたちは保育園で生活するわけですが、村上市の中で今人数が少なくなってきた、本当に周りから見ると、1クラス10人くらいしかいないのだよと言われるような状況ももちろんあります。しかし、このコロナ禍の下でやはり大勢の子どもたちよりも、少ない子どもたちと、保育士と子どもたちの触れ合いの大事さというの、この教訓の中から生まれているのではないかと思います。そういう意味で、いろんな老朽化の問題で安全で安心な保育園を提供したいということももちろん大事だと思いますが、今やはり子どもたちに目を向けてほしいなということで、統廃合しないでこのままいけたら一番いいのではないかとこのように思いました。

そして、保育園のある地域から保育園がなくなるという状況も、大きな地域に対しての影響があるのではないかと思います。まちの中で本当に小さい子どもたちのいない町内も出てきているわけですから、保育園でないと子どもたちの姿が見えないという部分も大きくあるのではないかと思います。そういう面で、学校と同じように保育園もその地域からなくさないでほしい、そんなふうに

思うのですけれども、この状況の中でもそれを計画的に進めていくということを、子どもたちの様子を見ていて、こども課の課長たち含め、どんなふうを考えているのかも伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 現在コロナウイルス感染症の影響で、子どもたちにも大変不便な思いをさせているというふうなところが続いております。一刻も早い終息を願うものでありますけれども、今議員お話しになりましたコロナの状況下で人数の少ないような保育が望まれるのではないかとというふうなことでございます。このコロナウイルス感染症につきましては、先の見通しは立っていないわけではございますけれども、ただこのコロナウイルス感染症、ずっと続くというふうなものでもないと思っております。ですから、それを理由に少ない人数ということではなく、やはり適正な人数というふうなことを考えながら、実際の入園児数の推移などを考慮して統廃合計画というふうなものを考えてきたわけでございますので、今のところはこの計画を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、地域のほうから保育園がなくなるというふうなこと等のお話でございます。現状統廃合すると、確かにどこかの保育園はなくなる、代わりにどこかにというふうなことになります。保育園につきましては、皆様、地元にあるといいなというふうにおっしゃる方もあるかもしれませんが、そうでない方も、いろんなご意見がある中で、統廃合、やはり子どもたちのことを考えた上で適正な形を取っていく中では、そういった地域のほうからのなかなかご要望に添えない、全て添えるというふうな形には持っていけない現状もやはりあると思っておりますので、今のところはこの第2次計画、また現在第3次計画などを策定している途中でございますが、そういった中で考えていきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 子どもたちが保育士さんと一緒になって今コロナへ立ち向かっているという様子がよく分かると思います。ちょっと天気いいとお散歩に出ているのですけれども、本当に空気のいいところへ行こうというような状況ももちろんあると思いますし、やれることをやろうというふうな保育士さんたちの努力が見えると思います。そういう意味で、一人でも多くの子どもたちに、今保育園の子どもたちもコロナに感染しているという状況が出てきていますので、なおのことそれぞれ責任持って、それこそ子どもたちを見ていられるような保育園であってほしいと思いますし、保育士さんたちもそんな気持ちでやっているのではないかと思います。そういう意味で、大勢の子どもたち、もちろん大事だと思います。子どもたち同士のお互いにお友達同士の付き合いで子どもたちも成長しますので、その点でもすごく大きいことだと思いますが、今のこの状況の中で、私は少人数の保育も大切なのではないかとというふうに思います。そういう意味で、少人数の保育をずっと続けてほしいなというふうに要望するところです。

では続いて、教育におけることについて質問したいと思います。コロナ禍での学校の様子、本当に今年の5月連休を挟んでの長い間の休暇の教訓というのは、子どもたちに本当に厳しい経験を与えたのではないかというふうに思います。それで、のんびり休んでいたらというようなことではないのですけれども、とにかく学校へ行き始めたときに本当にうちから飛び出していった子どもたちの様子を見ますと、学校へ行きたいと、そういう気持ちが大きかったのだと思います。その後、やはり高学年になればなるほど学習の遅れというのがどうしても取り戻さなければならないという状況の中で、そして冬休みも短くしてでも取り戻すというような状況も言われていますけれども、それから学校へ出て行って、そして勉強を取り戻さなければならないという、そういう状況の中で体調を崩したり、それから病んだりしているような子どもたちはいないのか、そこら辺について伺いたと思います。いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 学習の遅れについては、1学期終了時点でほぼ全ての学校が順調に予定をクリアしているということで私も安心しているところです。冬休み1日だけ短縮しておりますけれども、特に受験生もおりますので、不安を感じさせることのないように今後も学習指導には努めていかなければならないと思っております。

なお、本当に子どもたち同士の間関係、それから家族との関わり等で悩みを抱えている子も確かにおりますので、そのような子には担任を中心に全校体制でしっかり悩みを聞いてあげる、相談を受けるといった体制を築いて、丁寧に取り組んでもらっているところです。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） あと、やっぱり毎日のマスコミ、新聞紙上なんかを見ていると、このコロナ禍での子どもたちの様子が毎日のように載っています。その中にやはりいじめの問題とか、それから見えない貧困の問題などが取り上げられております。そこについてのこの地域の問題についてはどんなふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 本当にズボン下ろしとか、それから受け手の側の認識に配慮しなければいけませんので、心傷ついたりとか、そういう事例は確かにございます。そういう見落としがないように、しっかり学校では把握に努めて対処しているところです。それから、貧困に関するそういう不平等さがないかというご指摘なのですが、学校現場ではそういうことが生まれないように日々子どもたちのそういう生活ぶりに目を向けて、丁寧に平等に取り組んで、学習等を進めているところです。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 子どもたちの大変さというか、いじめの問題でも貧困の問題でもなかなか見えにくいというような状況、それから心の中からSOSを発している子どもたちを見つけられな



いという部分について、どうしても教師の忙しさや、それから1クラス人数も大きな影響を与えるのではないかと思います。そういう意味で教師の働き方改革という問題で前にも取り上げましたけれども、その時点での残業というよりも、子どもたちとの触れ合いの時間が、手をかけてやる、それから目をかけてやるという点での心の余裕はどんなふうになっているか、気づいていた点がありましたら教えていただきたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 確かに例えば1学級当たりの人数が多いと、教員のそういう子どもにかけてやるいろんなケアの度合いとか、それから事務的な量も増えてまいりますので、ある程度の30人程度の少ない人数であるということは本当に望むべき環境だと思っております。その上で、例えば学級担任1人が子どもたちに手厚くするというのも大事なのですけれども、学校にいる様々な教員、それから親等も含めて、一人一人の子どもたちに全校体制、家庭も含めた体制で見取り、丁寧に対応してやる、ケアしてやるという体制も非常に大事になってくると思います。それから、部活動、生徒指導等でも直接担任がその子に指導していない現状ではありますけれども、ほかの教員がそういう教員の目でその子たちに触れているという面で、直接的な触れ合いはあると考えておりますので、私はとにかく全校体制で子どもたちを見守るという体制を築き上げることが大切だと思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 1人の子どもについて、少し前は、40人も子どもたちいたときは、よそのクラスの子どもたちは分からなかった。でも、今は人数が少ないから、ほかの学級の子どもたちにも目が届いているというようなところももちろんあります。しかし、本当に子どもたちが目に見えない状況というのが、今の世の中で外から見えない部分もちろんありますし、本当に傷つきやすいというか、人の一言一言を気にするような、気になるような受け方というのかな、言われたらすごく傷ついてしまうというような子どもたちももちろんおりますし、そういう意味で十人十色、10人それぞれにいろいろな配慮が必要なのではないかというふうに思います。そういう意味で、教師の方々が本当に大変だというふうに思いますし、私が前に教師をやっている子どもが何時に帰ってくるか分からないからと訴えられたときに、その後改善されたという話も聞いておりませんので、なかなか忙しい思いしているのだなというふうに思います。

今また文部科学省の方向から、子どもたちに1人1台のパソコンが与えられるというふうになってきました。GIGAスクール構想でしょうか。学校教育のICT化によって教師は時間に余裕ができるというようなふうに捉えがちだと思うのですが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 本当に多額なお金をかけて整備していただく、これからのデジタル化時代

に向けた環境ですので、子どもたちがそれを学びの有効なツールとして活用してもらうためには教員に奮起してもらわなければならないと思っております。そのための研修というのは、他のものをスクラップしてでも学校では研修の時間を確保してもらいたいと学校には伝えてあります。その中で、やはり教員には負担感もあると思いますけれども、本当に子どもたちのためにこの機会を逃さず、自分の力量を高めてもらうために、そういう心意気を持って頑張ってもらいたいと考えているところです。

なお、長時間労働が改善されていないというご指摘もありましたが、先ほど述べましたように村上市の教職員の45時間以上残業しているという教員の割合は年々減ってきておりますし、県平均と比べても少ないですので、村上市においては十分配慮してもらっていると認識しているところです。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 時間外については本当に改善されて、ゆっくり子どもたちのための学習ができるような教師の時間があつたら、本当に必要なのではないかと思いますし、やっぱりそれに向かってやっていかなければならないのではないかとというふうに思います。

今ICT化の問題について、本当に子どもたちに1人1台ずつ与えられるということですがけれども、子どもたちが受け入れる、能力と言うのは変ですけれども、私たちはやっぱりICTだということちょっと苦手な分野になりますけれども、本当に教師一人一人が同じようなレベルでやれるのかどうかについて、それからやはりそれを専門的に教えるというか、技術的な問題や知識の問題についても教えるような人たちも必要だと思いますけれども、そこら辺の教師として採用される分野なのかどうかについてちょっと分かりませんが、増員の見込みというのはあるもののでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） ICT機器の活用については、急に今年からしているとか、そういうことではございませんので、ずっとこれまでも継続して子どもたちも使ってきましたし、教師も指導をしております。その中で1人1台のタブレット端末が手元にあるという環境が新たにできましたので、それについてはやはり多様な使い方、子どもたちが多様な場面で、家庭でも、それからオンライン学習でも使えるような環境にしていかなければ駄目ですので、これについてはまだ教員の力が不足していると思います。そういう意味でやはり専門的な担当者を今年度も配置、予算化しておりますし、来年度に向けてもできればICT支援員を配置できるようなことになれば、学校の支援にも努めていけるのではないかと考えているところです。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） ICT化は時間が余りそうなのですが、それはまってしまうとすごく時間の経過が早く過ぎて、意外と時間のかかるものだなというふうに感じているのですが、パソコンを与えたからというようなことではなく、やはり一対一、生徒対教師の対面での時間を大事にして、皆さんの顔色を見て勉強できるような、そういう教育というのはやはり継続していかな

ければならないというふうに思いますし、子どもたち同士の触れ合いもとても大事なのではないかと  
いうふうに思います。そういうふうに時間的に余裕のある学校生活を送るためにも少人数学級、  
そして教師の増員についても要望したいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 本当に教員増員されれば確かにゆとりができますので、そういうふうな要  
望はしてまいります。

それから、教師と子どもが向き合う時間の確保ということですがけれども、例えば小学校45分の授  
業時間の間に全てタブレットを使って学習するというわけではございません。黒板でこれまでどお  
りの授業もしてまいりますし、45分の中の例えば5分とか10分とか、必要なそれぞれのところで活  
用する、そのようなイメージなのではないかと私は思っております。そして、その授業の中でパソ  
コンを使ったから触れ合いが生まれないとか、そういうことでございませぬ。パソコンをツールと  
して、いろいろ友達の書いたのを交換しながら、そのデジタル上で意見を一緒にしたりとか、比べ  
たりとか、そういうツールとして使えますので、そこでも触れ合いというのは生まれます。そうい  
う学習の指導の仕方、それを教員にも身につけてもらいたいと思っておりますので、子どもの学び  
とともに、その学びを支援する教師の力量アップというのは欠かせないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 本当に教育長の言うように子どもたちが楽しく学習できるように、学校へ  
喜んで出ていかれるような、そういう環境づくりを本当に継続してやってほしいというふうに思い  
ます。

では、次に妊婦の医療費助成についてですが、この問題についてまた皆さんの意見を聞く機会が  
ありました。そういう意味で、妊娠したらかかる病気については先回の質問のときにしたわけですが、  
今回特に気になった中でも、やはり歯科健診が行われ、その結果ということではないですが、  
歯科にかかって治療する、それが無料になっているということが妊婦さんの立場からするとすごく  
助かるということを知りました。それは、いろんな病気についてはそれぞれかかる人とかからない  
人が出てくるわけですがけれども、歯科については100%に近いぐらいの人たちがやはり歯の治療を受  
けるような状況になるのではないかとこのように思っています。そういう意味で、村上でも1回健  
診をやっているということですがけれども、近隣の市町村に聞きましたら妊婦健診の健診表というの  
が14回受けられるようになっているのですけれども、そのところに歯科健診用の1回のカードがそ  
こへ一緒に添付されているという状況なのだそうです。だから、必ず妊娠したら健診受けなさいよ  
というようなことを推進しているというふうなふうに聞きました。それで、健診することによって  
どうかなと思っていたのも治療したほうが良いと、治療も早めがもちろん良いということなのですが、  
どうしてもつわり等で口の中へ歯磨き粉入れたり歯ブラシをかけられないという状況があるも  
のですから、それはほとんどの方がそういうような状況になってくると思っています。そういう意味で、

歯の治療を受けなければならない、悪くしてしまうというのがありますし、もちろん子どもに栄養を取られる面で歯が弱くなるという部分もあるのではないかと思います。そういう意味で、かかる件数が多くなる。そして、健診を受けた後に治療する人が人数が多いというのもそういう面から来るのではないかというふうに思います。ほかの病気ももちろんそうですし、妊娠しての病気の中で、やはり村上においても治療している方がいらっしゃるわけです。そういう意味で、安全に安心して出産できるようにというふうに思いますが、いろんな援助、支援をしながら出産をしていると。出産後についてもしているというふうにさっきお聞きしましたけれども、そこら辺についてはどんなふうに捉えているのか。こども課長なのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 妊婦の歯科健診のことについて、母子保健の立場からお答えさせていただきますけれども、確かに妊婦の妊娠中は体の変化に伴って口腔の状況も変化するため、ほかの市町村と同じように私どものほうでも無料歯科健診の受診券、1回分でございますけれども、妊娠届の際に、一緒に挟み込むという形ではないですけれども、一緒にお渡ししている状況でございます。そのことによって、やはり早めに予防ということで健診を受けていただいて、妊娠中の口腔の意識を持っていただくということが大事であろうということで取り組んでいるところでございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 今回妊婦さんと、多分奥さんが妊婦という方の旦那さんからちょっとお話を伺うことがあったのですけれども、特にやっぱり歯の治療のことを言っておりました。本当に治療するよと言ってもなかなかできないのだけれども、これをしてもらうことが本当に助かるのだと、ずっとお母さんの体のことを考え、また歯のことを考えると、本当に重要なのだということ自分を実感したというふうに言っておりました。当然あるかと思っていたというようなことを言っておりましたけれども、そのまちの方は、いろんな病気、もちろんその方は健康で特に治療するような状況に〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕なかったのですけれども、歯だけだったのですけれども、そういうふうに言っておりました。そういう意味で、本当に家族でもそういう状況なわけですから、妊婦さん本人にしてみれば、安心して治療受けられるということの大切さというのを本当に感じているのではないかというふうに思います。いろんなこれからも検討してくださるという返事でしたので、そこら辺に期待して、ぜひ歯科も含めて、医療費かかったときには本当に無料で、いろんな支援はありますけれども、ぜひやってほしいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで稲葉久美子さんの一般質問を終わります。

午前11時まで休憩といたします。

午前10時42分 休憩

---

午前11時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、4番、高田晃君の一般質問を許します。

4番、高田晃君。（拍手）

〔4番 高田 晃君登壇〕

○4番（高田 晃君） 新風会の高田晃です。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。私の一般質問は3項目です。

1項目め、有害鳥獣対策について。全国的に熊やイノシシによる獣被害が多発傾向にあり、社会問題となっています。本市では近年イノシシによる農作物の被害が深刻化しており、地元住民はじめ、農業関係者はその対策に苦慮しています。こうした状況を踏まえ、本市でのイノシシ被害に対するこれまでの取組と今後の対策についてお伺いします。

2項目め、県立坂町病院の将来構想について。昨年9月、厚生労働省は地方と大都市の医療の偏りをなくし、質の高い医療を提供するとして地域医療構想を掲げ、再編・統合の議論が必要な1,455の公立・公的病院のリストを公表しました。新潟県では41病院のうち、県立坂町病院を含め22病院が挙げられたことから、県内7医療圏ごとの地域医療構想調整会議で議論が始まっています。本市では平成17年度から県立坂町病院活性化協議会を設立し、地域医療の中核を担う医療機関としてその重要性を訴えてきたところでありますが、再編・統合の対象機関である県立坂町病院の持続に向けた今後の取組について所見をお伺いします。

3項目め、市職員の労働環境について。市では行政改革を進める中、人口減少社会に対応した持続可能な行政組織を目指すため、業務量調査などを実施して定員適正化を図ってきたところですが、一方で、業務の多様化や専門化、複雑化する業務を遂行するため、職員の時間外労働が常態化しているように感じています。特にコロナ禍で通常業務以外の仕事が増加し、負担過多の状況が散見されますが、その現状と課題、今後の方策についてお伺いします。

市長答弁の後、再質問させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、高田議員の3項目のご質問につきまして順次お答えをさせていただきます。

最初に1項目め、有害鳥獣対策についての本市でのイノシシ被害に対するこれまでの取組と今後の対策はとのお尋ねについてでございますが、昨日の菅井議員の一般質問でもお答えをいたしました。これまでの被害防止対策といたしまして、防除・環境整備・捕獲の3つを組み合わせた総合

的な取組が重要であり、これを実施しているところでもあります。防除対策といたしまして、今年度から国の補助事業等を活用して、イノシシ用電気柵の資材費補助をはじめ、設置要望のあった3集落において約4.5キロメートルの電気柵の設置をいたしたところでもあります。また、本市やJA、猟友会などで構成する有害鳥獣被害防止対策協議会の補助制度として、集落等が購入した有害鳥獣用の追い払い資材の購入経費の一部を補助をいたしているところでもあります。環境整備につきましては、被害が発生している地域の現状を把握し、集落が一体となって必要な対策に取り組むための合意形成が図られるよう、専門家による集落環境診断を実施をいたしているところでもあります。捕獲対策であります。今年度、協議会で新たにくりわな105基を購入し、捕獲従事者に貸出しをし、捕獲活動を行っているところでもあります。また、捕獲の担い手確保育成対策として狩猟免許の取得に係る経費の一部を補助、さらには捕獲従事者の育成として、わなによる捕獲技術の向上を図るためイノシシ捕獲技術向上研修会を開催し、加害個体の捕獲頭数増加に向けて取り組んでいるところでもあります。

今後の対策につきましては、防除・環境整備・捕獲の3つの対策を継続し、新たに緩衝帯の整備を推進した環境整備に取り組んでまいることといたしております。また、これらの被害防止対策に係る狩猟免許取得者への負担が多岐であることから、地元農業者が防除や環境整備における補助的役割として狩猟免許取得者と共同で取り組める地域ぐるみの捕獲体制の重要性を被害地域に向けて啓発し、鳥獣被害対策の推進を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に2項目め、県立坂町病院の将来構想についての再編・統合の対象医療機関である県立坂町病院の持続に向けた今後の取組について所見はとのお尋ねについてでございますが、初めに11月15日に県立坂町病院において新型コロナウイルスの感染者が確認されましたが、病院関係者の迅速な対応と感染症予防対策により、院内感染者の確認もなく、早期に外来診療を再開していただきましたことに改めて敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げる次第であります。

県立坂町病院につきましては、昨年厚生労働省が公表した地域医療構想における再編・統合が必要な再検証対象医療機関に含まれていたことで、地域の皆様には少なからずご心配をおかけしたと認識をいたしております。このため、本市と胎内市、関川村で構成をいたします県立坂町病院活性化協議会の会長として、再検証に当たっては県が主体となり、持続可能なあるべき医療提供体制を示し、地域住民に必要な医療が将来にわたり確保され存続できるよう、県、新潟大学に対して要望を行ってきたところでもあります。

県では11月17日に全県的な視点で医療再編の方向性を検討する県地域医療構想調整会議の初会合が行われ、本県の医療体制の在り方を大枠で示すグランドデザインを年度内にまとめる方針が示されました。私自身、花角知事からは、県全体を通じたこれからの病院の連携なり役割分担などの姿をもう少し具体的にしていきたいとお聞きをいたしているところでもあります。地域医療の厳しい現状と県の示すグランドデザインを踏まえながら、引き続き皆様が安心できる持続可能な医療提供体

制の確保に向けた取組を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に3項目め、市職員の労働環境についてのコロナ禍で通常業務以外の仕事が増加し、負担過多の状況が散見されるが、その現状と課題、今後の方策はとのお尋ねについてでございますが、議員ご指摘のとおり、コロナ禍の影響をはじめ、業務の多様化や専門化、複雑化が進むことにより、職員の業務量が増加しております。増加する業務量に対しましては、課内で連携を図っているほか、複数の部署でプロジェクトチームを編成し、対応しているところでありますが、著しく業務量が増加している部署につきましては、年度途中であっても人事異動により可能な限り改善に努めているところであります。また、職員の時間外勤務につきましては、毎月規則で定める上限時間数を超えた職員に所属長が面談を行い、指導及び改善を行っており、一定の成果が見られております。しかしながら、職員の健康管理の面からも、時間外勤務を縮減するためには一層の業務効率化を図る必要があります。今後の方針といたしましては、行財政改革において事務事業の見直しや組織体制の適正化を図ることといたしております。その上でデジタル化を推進し、また業務運営、事務処理の効率化を図り、引き続き職員の負担過多改善と時間外勤務の縮減を図ってまいりたいと考えているところであります。現在令和3年から令和7年を対象とした5年間の職員定員適正化計画の策定作業を進めておりますが、今後デジタル化による業務量の削減が期待できる一方、新たな業務が発生することも想定されることから、適宜必要な見直しを図りながら職員の適正配置に努めてまいります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1項目めから再質問させていただきますが、このイノシシ被害、近年、近年といいますが本当にここ2年、3年ぐらいからであります。このイノシシについても私もあまり、専門分野でありますので、いろんな方からのご意見をいただいたり、あるいはいろんな書物を読んだり、あるいは農水担当課に行って、いろいろ意見交換しながら勉強してまいりましたが、県のイノシシ管理計画、これもできています。それを参考にして村上市でも鳥獣被害防止計画もつくっておりますが、9月の鈴木議員の一般質問でも同じようなイノシシ被害。このご答弁の中で、やはり被害額が相当急増していると。平成30年7万1,000円、令和元年が80万3,000円ということで、10倍以上上がっているということで、市長も大変深刻な状況だということを確認されていると思うのですが、これまで、今言った県のイノシシ管理計画、あるいは村上市の鳥獣被害防止計画、これで様々な取組をされているというふうに聞いております。今市長答弁の中でもそういった取組の紹介がありましたが、有害鳥獣被害防止対策協議会、こちらのほうでも各集落、各地区に出向いての様々な講習会あるいは研修会等をやっておりますが、この辺の状況をちょっと詳しく、昨年でもいいですし、今年度各集落に入ってどんなことをやってきたのか、その内容と対策、効果など、ちょっと担当課

長からお話しできれば。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） 毎年集落に入りまして、鳥獣被害の関係の環境診断というものを実施いたしております。専門家をお招きをいたしまして、いろいろと講師をお招きして、被害箇所の確認をしたりですとか、現状の把握、それから被害箇所等を地図に落とし込んだりして、課題を拾い出してその対策を協議するというふうなことで、ワークショップ形式でも関係者の皆さんと協議を進めてきております。昨年度については赤沢集落に入りましたし、今年度は山北地区の越沢集落、こちらで実施をいたしているところでございます。そのほか、今年度ワークショップといたしまして、河内集落、大須戸集落。大須戸集落はこれからでございますけれども、予定してございます。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 昨日の民放のテレビですけれども、以前平成27年に本市にも講師として来られた長岡技術科学大学の山本麻希准教授、いろいろやはり県内、これ全国的な問題ですけれども、県内でもイノシシ被害に対しての対策を講じているということで聞いておりますが、昨日菅井議員の答弁の中で、今の市長の答弁にもありましたが、被害防止にはいわゆる防除、それと駆除、それと環境整備というふうな3つの総合的な取組が一番必要だと、重要だという話でしたが、今回私も市民の皆さんからいろんな話を聞いて一般質問しているわけですが、まず最初に捕獲についてちょっと質問させていただきますが、鳥獣の捕獲については鳥獣保護管理法に基づいて、いわゆる免許のない、資格のない方は捕れないと。例外基準はあるみたいですが。この一種、二種、いわゆる銃による猟銃免許者、ほとんど猟友会に入っているわけですが、このほかにくくりわな免許、あるいは網の免許、いずれも今市長からもお話があったとおり補助制度があるということなのですが、昨日の答弁の中でも課長のほうから、猟友会のメンバーもだんだん、だんだん高齢化してきていると、147人のうち平均60歳以上ということですが、私の知っている方がくくりわなの免許を取得したと。今、今年度、一生懸命集落の農家、農業関係者の皆さんと協力しながら、わなを仕掛けて捕獲しています。聞くところによると、今年度18頭イノシシを捕ったという話ですが、このくくりわな105基、市で購入していると。これ各支所にでも配付しているのですか。そして、その活用が今どういう状況なのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） 今年度新たに105基を購入いたしまして、合計で139基となってございます。このくくりわなにつきましては、各支所に配付いたしまして、猟友会の方々にこの設置をお願いし、駆除していただいているというところでございます。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） そうすると、全部で139基、これをフル活用しているということですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。



○農林水産課長（大滝敏文君） 一部予備もございますけれども、ほぼフル活動いたしている状況でございます。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 昨日の答弁の中でも猟友会147名の中、くくりわなの免許を持っているのが44人ということですが、そうすると各地区にもバランスよく免許を持っている方がいて、このくくりわなについても有効活用されているということですが、わなを仕掛ける場合、私の知っている方も、上海府地域、いわゆる大月、間島、柏尾、吉浦、この辺が今年相当出没していると。被害も当然この地区が非常に増えているということで、精力的に捕獲活動をしているのですが、そもそもこのわなを仕掛ける、この方、相当な数を仕掛けているのですが、もちろん自前で買ったものもあれば、市から貸与されたものもあれば、相当数仕掛けています。毎朝のように見に行き、捕獲されている場合に猟友会を呼んで殺処分をする。そして、その後解体する、あるいは埋設するということが最終的な処分をして市に報告するというふうなことになるのですが、ここで、なかなかこの県の管理計画、あるいは市の鳥獣被害防止計画の中でも、なかなかやはりイノシシに対する捕獲駆除方法が確立していないという中で、この個体数減少についてはやはり猟友会だけに頼ることなく、くくりわな捕獲者が最後まで処分をするというふうな方法が考えられないものかなというふうなことで、私ちょっといろいろ勉強させてもらっているのですが、この辺の流れについては、課長、どんなものですか。どんなものですかねというか、端的に言うと、今止め刺し、ちょっと言葉が適切かどうかあれですが、要するに最終的なとどめを刺すための処理です。今までくくりわなを持っている方はそこまではできない。猟友会に頼んで殺処分してもらって、その後自分たちが穴を掘って、穴を掘るといっても10センチ、20センチではなくて何メートルも掘っていると。この前は100キロ超級が捕れて、トラックにも載せられないで、そのまま引きずってある場所に埋設したと。これも18頭も捕っていると、1回、2回であれば協力者を頼んでやれるのですが、頻繁にやるということになると、頼まれた方も非常に大変。夏の時期になるとなおさらです。ですから、電気での止め刺しが非常に有効なのでないかというふうに考えるのですが、その辺、課長どうですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） 基本的に今村上市といたしましては、捕獲、それから駆除、捕獲、その後の処理までを含めて許可というふうなことをしてございます。駆除につきましては、猟友会の方がその専門的な方でございますので、やはり危険を伴うというふうなこともございますので、猟友会の会員の方をお願いをしている状況でございます。それは……ということでございます……すみません……

○議長（三田敏秋君） 最後まで完結できないかと。

○農林水産課長（大滝敏文君） くくりわなの免許取得者が最後までというふうなことでございますけれども、猟友会の会員の方をお願いをしているということでございます。すみません。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 確かに現状そういうふうなほうが多分効率もいいたろうし、適切に速やかに対応ができるのだろうというふうに思っております。議員ご披露いただきましたとおり、法の立てつけ上、今くりわな免許保有者については最後まで捕獲、処分までいけないということなのであれば、これは法律を変えていくということになると思いますので、現在県市長会で熊害も含めてこういった鳥獣被害についてのプロジェクトも立ち上げて、知事のほうにも要望しておりますので、その中で必要な法改正があるのであれば、それが効率的だという検証ができると思いますので、その辺ちょっと研究をさせていただきながら、しかるべき対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） ありがとうございます。

その辺をちょっとお願いしたいなと思って質問しているのですが、要するに確かに法的には何ら問題ないとは思いますが、確かに危険を伴うと。こういう法的な何かあれありましたか、最終的に殺処分する。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（田中章穂君） 今イノシシに関しまして、どのように殺処分まで行うかの工程につきましては、うちのほうとしても細かく規定はないと思っております。

○4番（高田 晃君） ちょっと聞こえない。

○環境課長（田中章穂君） 今、当市におきましては、最終的なイノシシの殺処分につきましては銃をもって行われているというのが実態でございます。そして、それ以外のちょっと案件というのが今現在これまでの過程でなかったものですから、改めて詳細を確認、今後させていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 新潟県については、先ほど言ったようにここ一、二年の問題ですので、なかなかそういう捕獲に慣れていないと。でも、全国各地ではもうどんどん、どんどんこういう方法で捕獲、殺処分していますので、何ら法的には問題ないのだろうというふうに私考えています。ただ、やはり電気による止め刺しについては危険も伴うことなので、ちょっと心配しているということですが。ただ、これも今担い手の育成、あるいは技術講習会等開いているわけですので、何とかこれをうまく使えるように、できれば、これかなり高い金額のもので、ある程度市で補助してやれば、わざわざ毎回毎回猟友会を呼んでやらなくとも、自分たちで処理して、そして自分たちで最終処分をします。そして、奨励金ももらえるというふうなことで、そうするサイクルのほうがより理想なのかなと思いますが、市長いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 非常にこの鳥獣害対策、厳しくなってくると思っております。また、専門家のご意見もこれが収束に向かうためには山をしっかりと保全していかなければで、非常に大きな作業が必要になっていきますので、当然それに対処の療法を施していくということが必要でありますので、最大限円滑な事務の執行ができる、捕獲ができるような形、その後の処理もできるような形であるべきだというふうに思っておりますので、そのところはスピード感を持って対応していきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） ありがとうございます。

もう一つ、対策法の3つの柱のうちの一つ、防除についてです。これも昨日の市長答弁の中にもありましたが、実は私もちょっと勉強不足で、昨日の答弁を聞いて初めて分かったところがあるのですが、今まで電気柵、これが非常に有効だということで、いろいろ農業関係者の皆さんと話しする機会が先般ありまして、ここでも話題に上りました。地元の方々も同じ有効性を認めているのですが、この電気柵設置については国と協議会、市ですか、2種類あるのですが、この材料費の補助しかないというふうに聞いていましたが、昨日の答弁の中ではイノシシの多面的機能支払交付金、それと中山間地域等直接支払交付金、これについては今年度から鳥獣被害に対する電気柵の設置、あるいは草刈りなど維持管理の補助労務経費にも使えるというふうな話がありましたが、その辺もう一回、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） 多面的、中山間地域の直接支払交付金、こちらについては、この交付金を活用して電気柵の設置ですとか、草刈りですとか、そういった有害鳥獣対策にその経費が活用できるというふうなことでございます。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） これ今年度からということですが、地元の方には説明しているのでしょうか、何かこのホームページ見ると、この協議会のホームページ、いろんな支援、交付金のこと書いてありますけれども、これも書いてありますか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） そこまではちょっと触れていないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 分かりました。いい制度が今年度からできたなということで、私もいろいろな方の話を聞くと、資材の補助はあれだけでも、設置するのに相当労力が必要だと。特に設置した後のメンテナンス、農業従事者も高齢化が進んでいますので、草刈りをしたり、そういった部分も大変だということを知っていましたので、いい制度ができたなということで安心しております。

それともう一つ、ちょっと時間があればこの辺もう少ししたいのですけれども、イノシシ肉の活

用、これは県の計画にも市の計画にもなかなかここまでは載っていないのですが、まだまだ県内でこの市内での捕獲数が、僅かというところであれですけれども、今回40頭ぐらいですか、捕獲されていますが、この辺についても国でもいろいろ、これ鳥獣被害防止総合対策交付金、捕獲活動の強化、ジビエ利活用の推進、来年度概算要求で160億円つけている事業ですので、この辺も勉強していただければ助かりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは2項目め、県立坂町病院の将来構想についてですが、今ほど市長から積極的な持続に向けてのご意見いただきました。私も心強く安心しているところですが、今回この県立坂町病院の質問については、今までずっと同じ方向で持続に向けて、地域の中核的な重要な医療機関ですので、市としても胎内市、関川と協力して進めてきたという話は私も十分承知はしています。この問題が昨年9月厚生労働省から出た再編計画、これには多分県民の皆さんも、全国の皆さんも驚いたのではないかなど。その中に坂町病院がB基準で入っていたということで、何とか市を挙げて持続に向けて機運醸成を再度したいということで一般質問させていただいたわけですが、市長、11月19日にこの坂町病院の活性化協議会、要望に県庁のほうへ行っていますが、この辺の具体的なやり取りといますか、内容、要望書は私見えていますのであれですが、県の反応とか、それと県の市長会、こちらで地域医療対策特別委員会を設置していますが、その辺の話も含めてちょっと近況をお知らせいただければと。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 昨年の厚生労働省の発表を受けて、私も直接、県の市長会ではありますけれども、厚生労働省の医政局のほうに直接この件についてはご要望が上がってまいりました。当時の医政局長のほうにしっかりとその旨を伝えました。厚生労働省の考え方なのですけれども、今地域医療構想2024年医師の働き方改革、それを実現させるために今ある医療資源をどういうふうな形でこれから維持していかなければならないのかという部分の議論が進められております。これは今始まった議論ではなくて、数年前からやってきた議論であります。その中で対象となる新潟県の地域医療構想も当然これから策定をされていく。知事のほうからもある程度のアウトラインは今年度中に示していかなければならないだろう、そのときには統廃合も含めた選択肢も視野に入っているというふうに私は理解をしています。

その中で、7つの医療圏の中で、我がほうの下越医療圏、これをどういうふうな形で医療資源をプロットしていくのかということを含めて議論をさせていただいております。坂町病院の役割としては、県立新発田病院、村上総合病院のバックヤードとしての補完部分も含めて重要な医療資源だというふうに今現状立てつけになっているわけでありますので、そのところを軸に考えていく。それと同時に、今村上総合病院が新たに新築移転で開院をしましたので、これが今度県境部分を含めた徳洲会さんとの連携、また鶴岡との連携も含めて、そういう県をまたいだ医療資源の活用方法も当然必要になってくるわけであります。新潟県、幸いドクターヘリの増数、機数も2機とい

う体制になっているわけでありますので、そうしたところを考慮しながらやっている。

ハードはそれでいいのですけれども、今度そこにスタッフ、ドクターと医療従事者を含めて、そういう方々の働き方改革も当然進みます。そうしますと、ドクターが勤務時間制限をされるような、そういう仕掛けになっていくわけであります。これは、持続可能な医療体制を維持するためということが最大要因になるわけでありますけれども、そうしたことを捉えたときに、それぞれの医療機関の役割、これを少し担当分けをしていかなければならないだろうということで、現在今ある療養型の病床を介護医療院という形にシフトしながら医療から介護保険に切り替えていくとか、そういうふうなところも踏まえて、今社会から求められている医療環境をどうつくっていくのかという議論をさせていただいております。これにつきましては、県のほうでも市長会で非常に重要な施策だということを捉えて特別委員会を設置をさせていただきました。全国の市長会におきましても、私が参画をしております地域医療確保対策会議というところでもしっかり議論をさせていただいております。いずれにしましても新潟県で今年度、新潟県をエリアとしたグランドデザインを示すというお話でありますので、そこの中で地域医療構想をしっかりと議論していくということになろうというふうに思っています。

1点だけ。地域医療構想調整会議の中には、これまで首長、要するに市町村長が入っていませんでした。各医療機関の長でありますとか、大学病院の先生でありますとか、病院群の院長さんですとかが入っている中に、行政職員としては事務担当が入っていたのです。その中でしっかりとした議論はなかなかできにくいだろうということを踏まえまして、これ県を通じて、また全国市長会にご要望を上げさせていただきながら、しっかりと地域医療構想を検討する際には地元の市町村長もそこに参画をさせて、しっかりとした議論を平場でできるようにしてくれということで、新潟県はそういう方向になるというふうに私は理解をしております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 今市長の答弁の中で地域医療構想調整会議、私もちょっとメンバー見たのですけれども、医療関係者と各地区の医療保険、介護保険の事務担当者、何で首長さん入っていないのかなと思って疑問に思ったのですが、今年度から、ではそういうふうになったということですか。

○市長（高橋邦芳君） はい。

○4番（高田 晃君） ありがとうございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○4番（高田 晃君） 要望……

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） すみません。それではきちんとした地域医療構想の議論ができないだろうということで、これはいかななものかということでぶつけました。それで、そのところについては新潟県の福祉保健部長のほうから前向きな回答もいただいておりますし、知事のほうからも前向き

な回答をいただいていますので、これから地域医療構想、これは今度個別に医療圏ごとにやるわけでありますから、そこの中にしっかりと入っていくというふうになるのだろうというふうに思っています。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） ありがとうございます。

私もこの新潟県地域医療構想の実現に向けた今後の進め方、これ11月17日に行われたというのがこの資料ですが、今この中からもちょっと質問をしたいなと思っていたのですが、市長から詳しく説明いただきましたので、この部分はちょっと省略させていただきますが、いずれにしても人口減少や医療確保、働き方改革が2024年から始まろうというふうな中で、やっぱり今までどおりの利便を残すだけでなく、それぞれの医療機関が役割分担を持って取り組んでいくのだと、そして地域住民に安心・安全を与えるような医療体制を組むのだというふうな形で行くというふうな方向性は私も認識しましたし、同じような感覚を持っております。

もう一つ、これはちょっと別なところからもらった資料ですが、この中にも、今ほど説明がありました。ここにもこれは今度は経営面での新潟県の県立病院経営委員会、これ2月に出したこの資料、私持っているのですが、いまだなかなか、県主導でそういった方向性を示してくれと言いつつも、まだコロナ禍の影響もあって進んでいないというのですが、県立病院がこの基準に該当しているのが13病院あるのですが、もう既に加茂、吉田、ここは例の県央基幹病院と一緒に考えていますので、ちょっとスピード感を持って、もう既に指定管理の募集をしているということで、5つか6つ法人が名のりを上げて進んでいるみたいです。

もう一つは、県立でも僻地病院と言われる松代、柿崎、津川、妙高、ここについても地元との説明会をしている。そうすると、やっぱり地域医療機関としての坂町病院が、どうも県の考えがいま一つつかめないと。これは市長も同じだと思うのですが、この辺のほかの県立病院の動きを見て、ちょっと心配するところ、この資料の中にもやっぱりこの村上総合病院、ここがどんな機能を今後果たしていくのかというふうなものを見据えながら県立新発田病院の後方支援としての在り方を検討していく。いわゆる急性期から回復期の病院というふうな形になろうと思うのですが、その辺の県の、まだ分からないなりに何かちょっとした方向性みたいなもの、市長自身つかんでいるようなことがあれば、ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 市長。〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕

○市長（高橋邦芳君） これは、これまでもずっと多分議論されてきていると思います。具体的には例えば坂町病院の診療科が9診療科で、ちょっとそごあったら課長のほうで訂正してもらいたいと思いますけれども、村上総合病院が19診療科、ドクターの数は坂町病院8人、村上総合が30人を超えるのかなというふうに思っておりますけれども、そうするとおのずと役割ってあるわけです。こちらは二次、坂町も二次でありますし、新発田が三次ということになります。それもう既に役割

分担として下越医療圏をこういうふうにつくっていくのだよというのがあります。あと、それぞれの個別のニーズとかそういうものもありますので、そこを担っていただいて、坂町病院は地域医療、要するに訪問医療までしながら、非常にこれは地域から喜ばれていることであり、そういった特徴性はどんどん、どんどん生かしていきたいねという話をしながら、それぞれの役割分担をしましょうということ。それと、足元の状況、コロナ禍の影響もあってなのですけども、この経営の部分、これにつきましては新潟県の場合、県の特徴なのでしょうけれども、県立病院が14…  
…14か。

[「13でない」と呼ぶ者あり]

○市長（高橋邦芳君） 13だったかな。それで、厚生連病院が十幾つか。県立病院よりも厚生連病院のほうが余計なのです。こういうものが、200床、300床前後の病院がこれだけの数あります。こういうものを本来であればもう少し大きければ経営としては成り立つのだけれどもという議論がよくあるのですけれども、そういう状況も見据えて、これから整理をしていかなければならないというふうに思っておりますので、県民、市民の命を守るこの医療という、そういった立てつけの部分と持続可能な経営、これを両立させていくということが地域医療構想調整会議の中でしっかり議論されるべきだろうというふうに私も思って、そういうスタンスで取組を進めさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 分かりました。何とか先ほども言いましたとおり、これまで以上に県立坂町病院の持続に向けて、胎内の井畑市長さん、関川の村長さんと含めて、また勢力的にやっていただきたいと思います。

続いて3項目めですが、市職員の労働環境についてということで、ちょっと時間もあれなので、ちょっと走り走りになると思いますので、お願いします。今、市の職員の時間外が増えているというふうに感じられているわけですが、私今手元に、これ昨年度、昨年です。今年コロナの関係でこれ以上に数値が動いていると思いますが、これ県の自治研究センターでまとめた県内の労働者1万4,000人、この中で村上市の職員489人、回答したのが333人いますが、ここで時間外勤務の実態が、ちょっと私もこれを見て心配だなと思うデータがあります。これはしっかりとした実施機関が調査した結果ですので、事実だろうということですが、ちょっと紹介しますが、月平均の残業時間、20時間以上やっている方は6.8%、22人、この中で40時間以上というのが7名います。中には80時間から100時間。そして、この45時間、先ほど教育長のほうから教員の残業の関係もありましたが、45時間超えた月が1回から2回、あるいは3回から4回、これが10.8%いるのですが、その中でこれは多分この45時間超えたこの10.8%は、当然事前に申請して命令を受けて、正規のルートで残業したと。ところが、時間外申請をしなかった職員も結構いるのです。この時間外申請をしなかった、これは本人がしなかったのというふうに済ませばそれで終わりなのですが、この30時間から60時間残業

して〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕申請していない人が14.7%、45人。これ先ほどした申請、あるいは未申請、今のやつ、合わせて月45時間超えた人が26.6%、83人。驚くのがその月何回ぐらいあるのですかという質問に対して、7回から12回、5.5%、そのうち11回から12回、8人。となると、一年中45時間以上働いている職員が8人もいるというふうなデータになるのです。これについては私も驚いているのですが、残業の申告をしなかった理由についても様々です。事前命令を受けていない、業務に習熟していなくて心情的に申告しにくい、これについては分かるのですが、ただ上司に時間外つけるなどと言われた、時間外勤務の予算がないので、休日出勤は振替対応だから、これは当然のことなのですが、ただ振替も取れないし手当もないしということで、その人の意見はサービス残業なのかなというふうなことです。こういったこのデータ結果から、時間外労働のこの実態、総務課長はこれ詳細まではちょっとあれですけども、どんな感想をお持ちですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） ちょっと驚きの数字で、後から資料を見せていただければとぜひとも思いますが、私どもは管理職の方には健康管理の面から45時間は守ってくださいということは常々申し上げております。私のほうのデータで恐縮ですが、乖離のあるデータかもしれませんが、平成31年度の中で45時間を超えて面談を行った件数が1年間で延べで72人の方が、延べですので、同じ人がやっている可能性がございます。72名、45時間を超えたということで、何とか直してくださいということで指導させていただきました。根づいてきたと、私どもは一定の成果という表現させてもらいますが、今年これまで10月の面談時点では6名と。ただ、休日とか議員のおっしゃることが生の声であれば、さらにそういうことのないように、管理職がやっぱり中心になってしなければならぬと思いますので、きっちりした指導をするよう、また周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） ぜひ現状調査をもう少しちょっと詳しく。多分そっちに持っているデータと私が今紹介したデータ、随分差があるなということで驚いているのではないかなと思うのですが、これはここにおられる管理職の皆さんもそうですが、いわゆる職務管理について、時間外勤務命令、これは正規のやり方ですが、時々行われている、全く行われていない28.3%、時間外管理については適正に管理されているとは思わない36.8%、こういった調査結果も出ています。あるいは、時間外勤務縮減に向けてあなたの職場では具体的に取り組んでいるか、あまりしていない、していない56.4%。職員のこれ生の声だと思いますので、ぜひこの辺も含めてもう一回職場で、あるいは市全体として、徹底して時間外勤務の在り方、あるいは労働の在り方、全体に通して調査して、そして対応していただければと思います。最後に市長、ちょっとこの件について。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 常々管理職員にはそのことを含めて、自身の健康管理もそうなのですけど



も、部下の健康管理には自身の健康管理同様の配慮をしてくれということをお願いをしています。その中の一つとして時間外勤務の命令というのは、これあくまでも命令に基づいてやる時間外の勤務でありますので、それがそう没有在という実態は非常にいかななものかと思っておりますので、徹底的にその部分については対処していきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 以上よろしく申し上げます。これで私の一般質問を終わります。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで高田晃君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩といたします。

午前11時50分 休 憩

---

午後 0時59分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

発言の取消し

○議長（三田敏秋君） ここで、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

○教育長（遠藤友春君） 午前中の稲葉議員のいじめ問題についてのお答えの中で

「ズボン下ろしとか」と申し上げましたが、これは深刻な状況には至っておりませんでしたという意味でした。ズボン下ろしはあってはならない行為です。で、「ズボン下ろし」の部分削除していただけるようお願い申し上げます。配慮を欠く不適切な発言であったことをおわび申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 了承願います。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、18番、長谷川孝君の一般質問を許します。

18番、長谷川孝君。（拍手）

[18番 長谷川 孝君登壇]

○18番（長谷川 孝君） 私の一般質問は2項目です。1項目めは、行政サービスデジタル化推進について。国ではデジタル改革担当大臣を新設して行政のデジタル化推進に努めていますが、思惑どおりに加速するか心配される点が多いように感じられます。市民のデジタルリテラシーの実態を起点としたデジタル化推進に向けた本市の取組について伺います。

①、デジタル化推進政策の目玉として、マイナンバーカードの普及加速に向け、健康保険証や運転免許証と一体化していくとのことですが、本市の11月1日現在の人口に対する交付枚数率は15.5%との総務省データであります。今後の普及率向上に向けた取組、そして行政サービスの事務

改善点についてお伺いいたします。

②、本市では村上市メールマガジンの登録者数が約1万3,000人（子育てメールマガジンを含む）いますが、コロナ禍によりきめ細かい情報発信や問合せへの対応が求められています。そこで、デジタル化推進施策として、ラインアプリを活用した情報提供を行ってはいかがでしょうか。

2項目めは、インフルエンザ予防接種状況と今後の新型コロナワクチン接種についてであります。11月中旬からインフルエンザの予防接種ワクチンの品薄が心配され始めています。入荷が厳しいとの医師の話を聞きますと、本市が進めた新型コロナウイルス感染症対策として費用助成に該当した市民の希望者が漏れなく接種できるか心配されています。今後の新型コロナワクチン接種に向けた準備の意味から検証してほしいが、いかがでしょうか。

以上2項目について、よろしくお伺いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、長谷川議員の2項目のご質問につきまして順次お答えをさせていただきます。

最初に1項目め、行政サービスデジタル化推進についての1点目、マイナンバーカードの今後の普及率向上に向けた取組、そして行政サービスの事務改善点はとのお尋ねについてでございますが、普及率向上に向けた取組といたしまして、これまで行ってまいりました本庁及び支所の延長窓口に加え、この10月からは毎月第2、第4日曜日の午前中に本庁市民課で休日窓口を開設し、マイナンバーカードの申請受付とカードの交付を行っているところであります。今後は、窓口に端末を設置して実施するオンライン申請を検討するとともに、より申請しやすい環境づくりに努め、普及率の向上を図ってまいります。また、行政サービスの事務改善点といたしましては、現在国が運営するぴったりサービスにより、児童手当及び児童扶養手当の各種届出、保育園の入園申請、妊娠届についてマイナンバーカードを利用した電子申請の受付を実施をいたしております。また、翌年度以降につきましては、介護保険事業に関する各種申請を新たに追加することとし、準備を進めているところであります。今後のサービスの提供についてであります。国においてはデジタル庁を設置することといたしておりますので、地方行政を取り巻く環境は加速度的に変化することが予測されます。こうした状況を踏まえ、今後の国の動向に機敏に対応することがこれまで以上に重要となりますので、組織も含めた体制づくりが必要となります。また、デジタル化を進める中では、現在実施している事務や業務を見直すことにより、行政コストの削減を目指すことを基本として取り組んでいく必要があると考えているところであります。

次に、2点目、デジタル化推進施策としてラインアプリを活用した情報提供を行ってはどうかとお尋ねについてでございますが、本市といたしましても、スマートフォンなどの普及により広報や情報提供の在り方が変化していることを踏まえ、本市の広報の在り方を紙媒体からデジタル媒体、

いわゆるSNSなどのインターネットを通じた情報提供に重点を移していくことを目指しているところであり、本年度ホームページの再構築や市報とホームページの連動性などの強化を進めているところであり、先般新たなホームページを公開したところであり、ご質問にありますラインアプリは、若者はもとより60歳代のスマートフォン所有者の約半数が利用しているという通信事業者の調査結果もあることから、情報伝達手段として大変有効だと感じているところであり、

しかしながら、ご存じのとおり、SNSもそれぞれに長所や短所があることや、高齢者はスマートフォンを持っていても、スマートフォンのアプリの機能を十分活用できない方も多という声もありますので、このようなデジタル媒体を利用した情報提供について、何を誰に伝えるかという情報提供の内容とターゲットの関係を整理しながら導入を進めていきたいと考えているところであり、

次に2項目め、インフルエンザ予防接種状況と今後の新型コロナワクチン接種についての、今後の新型コロナワクチン接種に向けた準備の意味から検証してほしいが、いかがかとお尋ねについてでございますが、今シーズンのインフルエンザワクチンにつきましては、新型コロナウイルス感染症とのダブルパンデミックへの備えとともに、大幅に需要が高まる可能性があることを踏まえ、厚生労働省よりワクチンの安定供給への協力とともに、優先的接種の呼びかけについて協力依頼が発出されております。こうした状況を踏まえ、本市におきましては、優先的な接種対象者に準じて65歳以上の高齢者等に加え、妊婦及び18歳以下の子どもに対し、ワクチン接種費用の助成を行いつつ、早めの接種を呼びかけてまいりました。このことにより、対象者の多くが早めにワクチン接種や予約を行っていただいているところであり、10月に助成事業で接種された高齢者等の件数は8,742件と、昨年同月の約5倍の件数でありました。予防接種の状況につきまして医療機関に確認をさせていただいたところ、今年度のワクチン接種予定数量は既に予約でいっぱいになっており、12月分の予約まで受けていることから、現在のところ多くの医療機関で接種及び予約をお断りさせていただいている状況でありました。また、今後のワクチン供給につきましては、薬品納入業者に問合せを行っても、追加納品は断られているという状況でありました。今季の県内における季節性インフルエンザ流行の兆しはまだ出ておりませんが、新型コロナウイルス感染症の感染予防と同様にマスクの着用、手指消毒や換気などを行い、感染予防に努めていただきますよう、市民の皆様をお願いいたします。

一方、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、国からの通知に基づき、市民の皆様に接種が行き渡るよう準備を行ってまいりますが、こちらのワクチンにつきましては、国が全国民分のワクチン確保を目指すとしておりますので、希望する人全てが接種できるものと認識をいたしておるところであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） ありがとうございます。

では、1項目めから再質問をお願いいたします。先ほど私の通告書の中にデジタルリテラシーという言葉がありました、パソコンとかスマートフォンを皆さんはお持ちですけれども、その機能やアプリについて知識を持って利用するというのの能力というのですか、そういう意味だと私は思っているのですが、それがやはりなかなか普及しないと。なかなか分らないうちに買ってしまっただかというのが多いということからして、なかなかマイナンバーカードの普及率が進まないのではないかなというふうには私には考えているのですが、村上市についても15.5%というのが全国的に見てそんなに高い普及率ではないというふうには私には思っているのですけれども、マイナンバーカードを持ってくださいということの村上市としての、先ほど休日でも受付していますよというようなことで、普及率も若干ですけれども上がってはきているのですけれども、それが15.5%という数字なのですけれども、このマイナンバーカードを持つ目的というのがやっぱりあるのではないかと思うわけです。その目的をきちんと市民の皆さんにお知らせして、それでやっぱり持たなければ駄目だということになるのではないかと思うのですが、市民課長はその目的というのはどういうところにあるというふうには理解されていますか。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（八藤後茂樹君） 目的といいますと、やはり今後マイナンバーを使って、国、自治体、様々な行政サービスが行われると、そういったものを円滑に享受されるために各市民の皆さんにはぜひ持っていただきたいというところが目的かと考えております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） もちろんそういう意味だと。行政から見たら行政の効率化とか、いろいろな形ですけれども、市民の皆さんが持てば、今回の給付金とか、そういうのがスムーズに行くという、日本の場合はスムーズにいったかどうかというのは別にして、やはりこのマイナンバーが進んでいる韓国辺りですと、この申請が全国民9日間で終わってしまったというぐらい、やはりこのマイナンバーカードをうまく有効に利用すればそういうような給付金とかもスムーズに行くというふうになりますし、それから行政の効率化とかいろいろな面、サービスがその部分のところで受けられるという部分というのはやっぱり大きいのではないかというふうには思います。

ですけれども、日本の場合ですと、先回行われた国勢調査のインターネットでできますよって言ってもやはり紙ベースで書いて、それで郵送で送っているというようなほうと、それからインターネットで回答される方と、全く50%、50%ぐらいだったということからしたら、日本の場合はまだ本当にマイナンバーカードを含めてデジタル化ということの進み具合が物すごく遅いのではないかなというような、今回コロナの影響で非常に日本としてもデジタル化進まなければ駄目だ、オンラインの会議をしなければ駄目だ、いろいろなことで進めてきているのでしようけれども、なかなかそれが普及しないという要因があるというふうな感じがしてなりません。

それで、特にマイナポイントとかということ、例えば4人家族だと2万円ポイントを差し上げますよなんていうようなことでやった割合に、その成果というか効果というのはあんまりなかったということを見ると、何とかやっぱり進めていかなければ駄目だという。それで、2022年までにマイナンバーカードに各自が1口座を設けなければ駄目だというように進めるという国の考え方です。そういうようなことも含めて、これから私一番心配なのは、私もちょっと必要だと思ってマイナンバーカードを作ろうと思っても、1か月かかると言われたのです。その1か月かかるのが、例えば国に対してのインターネットとかでも申請もできます。村上市でも窓口があって申請できると。それで、1か月かかる理由というのは、例えばそれが国のほうに一旦届けて、それで何か加工してもらって、それを送り返してくるという、その時間がかかるということで1か月というふうに、かかる理由はそういうところにあるのですか。ちょっと教えていただけませんか。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（八藤後茂樹君） 申請から1か月かかるというものにつきましては、窓口で受付した後、それが地方公共団体情報システムのほうに送られまして、そちらのほうで全国の各自治体から上がってきたものを一括してマイナンバーカードを作成しております。それがそこで作られたものが市のほうに送られてきて、個人の方にマイナンバーを交付しますよという通知をはがきを出すまでが大体1か月間という形になっております。ただ、それも向こうのほうの作業の状況によって早まる場合もございます。実際私ごとで申し訳ないのですが、私もインターネットで申請したほうなのですけれども、約3週間ほどで市役所のほうには届いて、4週間かからないくらいで私は受け取ることが、時期的にまだ混み合っていない2月の段階でしたので、そういう場面もありますので、状況によっては1か月よりも早く来る場合もあるということでもあります。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） それで、11月の末か何かでデジタル庁が全国民8,000万人か何か申請書を送るというようなことで、もう送っている部分もあるのではないかとこのように思うのですが、そういうことに対して村上市の市民課が窓口なのですけれども、例えばどれぐらい村上市に申請書が届きますとかではなくて、もうランダムで国だけの考え方で8,000万人に送るという形なのか、事前に何か連絡とかは国から来ているものなののでしょうか。ちょっと分かったら教えてください。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（八藤後茂樹君） まだマイナンバーカードを申請されていない方に対して、QRコード付きの申請書が国のほうからこれから発送されるということで、それについては発表もされていませんし、連絡はいただいておりますけれども、ただ村上市の分がいつ頃発送されるかと、そういった点については情報はいただいております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） ということは、県単位とか市単位というのは後で連絡来るとかという考え

方なのか、それとももう国がやるのだから、ランダムで8,000万人に申請書を送っている部分もあるのでしょうか、そういう考え方になってしまうのでしょうか。村上市にある程度そういう申請書が来て、市報とかでそういうような国から申請書が来た方はぜひとも申請してくださいというように二段構えでいくような形のほうが私は普及率が上がるのでないかなというふうに思うのですが、その辺に関しては国とかは全くその連絡とかは今のところはないというふうに理解していいわけですね。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（八藤後茂樹君） ちょっとこれは確認してみないと分からないのですが、現在先行して発送しましたという自治体に関する情報はいただきました。幾つかの自治体のほう発送しましたというような情報いただいておりますので、確認しないと断言はできないのですが、この地区について発送しましたというような情報はいただけるのではないかなという気はいたしております。あと、それに対して市民の皆さんへの周知といいますか、広報、啓発の面については検討したいと思いません。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 確かにマイナンバーカードでもっていろいろな情報を集約して、それでそこに1口座を入れて、将来的には例えばデジタル通貨とか、そういうの普及のために国はある程度マイナンバーカードを進めようとしているのではないかなというふうに思っているのですが、ここでやっぱり問題になるのは、私の友達がこの前日本経済新聞の11月の5日に記事として載っているのですけれども、どこの国とかは言いませんけれども、やはりサイバー攻撃とか、いろいろなことでもって情報を国単位で持っていこうとするような部分が一番危険性があるということで、私のこの友達は日本銀行という中央銀行に国民全員が口座を持ったほうがいいのではないかなというところの記事を書いております。これからどういような進み方になるのだから分かりませんが、もう時代も相当変わってきていますし、そういうようなカードでもって買物から何でも、申請とか何でも、住民サービスも全部できるというようなことになれば、やはり相当な情報量になるわけですから、それをいかにそういうような攻撃とかにクリアできるような、やっぱり日本の国のきちんとした情報管理をしていただければというふうに私は望んでいるところなのですが、よろしく願いしたいと思います。

次に、②についてですが、今ラインを使って住民サービスとかをやっているところの自治体が全国で600以上あるというふうなことで、それから前にも同僚議員の中で、今は村上市メールマガジンという防犯とかの、前はたしか防犯ネットみたいな名前だったというのですけれども、今はもう村上市メールマガジンということで統一しているということで、それも年間12万円ぐらいしかかからないから、そんなに高いものでないですから、それはそれでいいのですけれども、ほかにやはりこのコロナ禍とかでもって何とかもっと情報をスムーズに出してもらえないかなという部分が相

当あったような気がするのです。それで、市報でも月に2回ですし、情報伝達のためにはラインというのはやっぱりお友達になるということで、村上市と友達になるのだということで、非常に何となく愛着が湧くような私気持ちになって、それでこれをちょっと提案してみようかなというふうに思ったのですが、その中で、先ほども話ししましたデジタルリテラシーという言葉の中で、教育長も話ししましたが、GIGAスクールとかの中で、やはりタブレットの使い方とか、そういうものをやっぱり相当学校の先生たちが教えていかなければ駄目な部分もあるわけです。このラインというのはやっぱりデジタルリテラシー教育というものを進んで教材として取り上げて、学校とかにも発信したりしているのです、何かこれを活用できれば、意外と先生が足りなくなるのではないかとかという部分もクリアできるのでないかというような部分を含めて、何か……今まではちょっとお金かかっていたのですけれども、これ、でも今自治体がラインを使うというのは無料になっているので、お金はかからないという部分もありますので、特に私一番この中で調べてみたら感じたのが、ある市は市民の皆さんが危機管理の中で万が一、例えば建設課の中で自分たちが橋とか、そういうところのひび割れとか、今流行っていますけれども、そういうようなものを全部自分たちが調べるというのももう限界があるから、市民が見て、それで大変だと思う部分は率先して知らせてくれるというような、そういうような情報提供もあるというところの市もあって、それで結構そういうようなところも活用できるのではないかというふうな部分も含めて、私別にラインがスポンサーになってくれるとかという意味ではないのですけれども、市長、そのような形で今全国的な自治体でラインをしているということを含めて、それとあとスマホを持っている世帯とラインを1か月使う、延べで8,000万人以上いるのですって、1か月で。延べであれば、もう8,000万人以上の人が使っていると、今大体固定電話だと6,000万台ぐらいしかないのです、スマホのほうのアプリとか、そっちのほうでもう皆さんが使うようになっているという状況を考えた場合に、その辺をちょっと研究する意味で、市長、どのように考えておられるでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まず、ICTの活用の部分でいきますと、リテラシーの部分というのはそれこそコンピューターリテラシーから始まりまして、平成の初めからずっとやってきました。先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、コンピューター教育というのは今今始まった話でなくて、もうずっとやっているのです。そういう中でいろいろ各世代がしっかりとそういうスキルを身につけながら、現在Society5.0の世界の中でこういったICT技術が進んできているという環境の中に我々はいますので、そこにあるツールをしっかりと使い込んでいくということが重要だというふうに思っております。

それで、今回コロナ禍の中で市からの情報発信が足りなかったのではないかというご指摘があったわけでありまして、常にしっかりとすべきときに的確な時期を捉えてやろうということ協議をしながらやってきたつもりであります。足らざる部分につきましてはこれからしっかりとま

た整理をしていきたいというふうに思っておりますが、その中でラインアプリ、ライングループをつくって、そこで情報の共有を図っていく、一つの手法だと思います。これが、今現状市からの情報伝達につきましては片方向という形になっています。これを両方向通信になった場合のコントロールがどこまで可能か、またその中で個人情報とどのような形でセキュリティーを確保して付き合っていくか、いろいろなガイドラインは必要だと思いますけれども、いずれにしてもこれから数年といわずに、時を経ないでそういう環境になると思いますので、しっかり今回情報化の推進の部分については、市のっております行政事務の部分と含めて、取組は加速していかなければならないというふうに思っております。

国が今回メインデータ通信の会社の新たなプランの提案、これは総務省からの強い意向があったように私も見受けておりますので、そういった意味ではデジタル庁、総務省含めてこの本気度が伝わってきますので、しっかりとそれに対応できるような形で共に前に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） よろしくお願ひします。

次に、2項目めに入らせていただきます。インフルエンザのワクチン接種は12月までということになっているのだけれども、私は大体11月の中ぐらいにかかりつけ医にちょっと相談があるということによって時間取ってくれと言って、行って、それで何かインフルエンザを接種したいのだけれどもと、これ申込み制ですから、強制ではないですから、本人の意思でもってかかりつけ医とか、それから薬をもらっているお医者さんのところに電話して、それで、では何日に行きますからということでもまずできるものだというふうに理解していたのですが、実際何人もの方が何かもうないのだからねというふうなことを言うてくるものですから、私もお医者さんにちょっと聞きに行ってきたのです、11月の中ぐらいに。そうしましたら、確かに新潟県もそうですし、全国的には今回はコロナの影響もあるから、インフルエンザのワクチンは多めに提供しようというふうにしてあるし、十分だと思っていたのだけれども、実際断っているような状況ですということなのです。それで、簡単にはできないものなのではないかと、これはワクチン、インフルエンザの場合は有精卵で作るから、もう限界があって、なかなかすぐにはできないということをおっしゃった場合に、私は今まで一回もインフルエンザの接種なんかしたことないから、今年の場合はコロナのあれでマスクもしているし、うがいはいないけれども、まず手洗いとかしているから、自分がかからないからいいですけれども、ほかの例えば本当に高齢者で困っている人とか、それから小杉議員から聞いてくれと言われたのは、小学校、中学校の子どもたちが希望しても受けられないような状況にあるのではないかと、うのが心配だということなのですが、そういうような状況が今現在どういうような状況なのか。確かに8,742件で、前年よりもずっと増えているというのは分かるのだけれども、コロナ対策の一つとしてインフルエンザを増やして、それでたしか妊娠中の市民の皆さんとか、それから65歳以上の市



民の方、それから生後6か月から高校卒業生までの児童の方とかというふうなことで、無料にするというようにやったわけですが、そういうあれが在庫が切れたからやれませんというのはちょっと私納得いかない部分もあるのですが、実際子どもたちとかというのは、それはある程度大丈夫なんでしょうかというのがやっぱり心配なのです。その辺どうなっているのでしょうか。まず、教育長に児童の接種状況についてどのような形になっているのか。もうはっきり言えばあとないからできませんというふうになるのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 接種率、接種人数等については、学校、それから教育委員会では現在のところ把握しておりません。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 把握していませんというのは、把握していませんで済む問題というのではないような気がするのだけれども。だって行政の……

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 議員のおっしゃるとおり、このワクチン接種の助成事業を開始するに当たりましては、やはり国の方向性であったり接種対象者が出ておりましたし、あと市内、地元医師会の方々にご相談申し上げて、助成事業としていかなものかということでご相談は当然したものでございます。その中で、例年インフルエンザのワクチン接種は12月ぐらいまででほぼ終わって、余ったものは11月に薬品問屋のほうに返している状況があるので、今年はやはり少し多めに、いっぱい多めということはもうメーカーからも断られているらしいですので、医療機関のできる範囲の中で取りますので、事業として協力をいたしますよというお話をいただいたもので実施をしたというところがまず1点ございます。

ただ、国全体の流れの中で、このインフルエンザワクチンそのものが、皆さん接種を希望される方がやはり多くなったということで、当然我が村上市もそうございました。その中で、子どもさんの接種の関係でございますが、今のところちょっとあくまでも10月までの数字は請求が上がって出てきておりますが、11月、12月についてはあくまでも医療機関からちょっと聞いた未確定の数字ではございますが、昨年に比べて18歳以下のお子さんについては700件ぐらい数として人数として少ない状況でございましたので。高齢者等につきましては、現在のところ1,500件以上は増えている状況がありました。トータルいたしますと、やはり子どもさんのほうに足りていない状況が生じてしまったという現状があるのかなというふうに認識しております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 結果として検証するわけなのだけれども、実際多分思っていたよりも、供給が少なかったということになるのではないかなというふうに思います。去年並み以上のことをやったとしても〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕今回の場合は特別な状況にあって、万が一

コロナでなくても、インフルエンザで高熱出ればコロナでないかというふうに言われる可能性もあるわけだし、何とか子どもだけでもインフルエンザの接種をしてとかということで、やっぱりやられてきたのではないかなというふうに思うし、高齢者の方もともかくなるべくコロナにかかりたくないから、インフルエンザでもって抵抗力を強めておこうとかということでやられたのではないかなと思う。だけれども、実質的に見たら、これは本当に村上市が政策として掲げた割合には、本当にその人たちの希望者に届いているのがどれだけ届いているのかというのは検証しない限りは、この次もまたコロナの話ししますけれども、これに必ずつながってきますよね。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど申し上げましたとおり、まず一番恐れたのがダブルパンデミックということ。コロナとインフルエンザ、これ同時に発生した場合に、これは大変だなということで、国のほうもハイリスクである65歳以上の方を中心に、季節性インフルエンザのワクチン接種については勧奨していきましょうという立てつけでありました。その次に、18歳未満の子どもたち、それと妊婦さん、こういうところで優先順位をつけながら、そこのところに集中的に予防接種を行いましょうという形の中で、国全体としてもボリュームアップをしながらワクチンの供給量を増やした。その中で、先ほど課長申し上げましたとおり、医師会でありますとか病院群の皆様方と相談をしながら、やれるのか、やってどういうふうなことになるのかということを経験的な知見をいただきながら、ではやりましょうということで今回政策として打たせていただいたということで、ハイリスクである65歳以上の皆さん方が5倍以上接種をしていただいておりますので、そういった意味では感染拡大の事前の予防策というのは非常に効果があったなというふうに私自身は認識をしております。

ただ、その結果として、本来通常であれば受けていた世代の方々が受けられなかったということももしあるのであれば、これ検証しなければなりませんけれども、今の1,500伸びて700減っているというのがどういう状況で生じているのかという検証を踏まえて、これからの、また当然インフルエンザは毎年毎年あるわけでありまして、新型コロナウイルス感染症についてはこれからも引き続き戦いを挑んでいかなければならないわけでありまして、その中で日々検証しながら最良の策、最善の策、これを講じていくことに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 私が聞きに行ったお医者さんだと100万ぐらいワクチン余計に作ったのだと言っているのです。100万というのは全国で100万なのか、新潟県で100万なのかはちょっと聞き漏らしたのですが、実際やはりこういうような時代、時世を、今の状況を把握した場合に、これはやっぱり保健医療課長、12月終わったら子どもたちの希望者の比率とか、それから高齢者の希望者の比率とか、お医者さんごとに例えば断った人数とか、やっぱりきちんと検証しておいてもらわないとまずいのではないかなというふうに思うのは、これはインフルエンザの場合は40%から60%

の有効率、抗体の有効率というのはそれぐらいだというふうに先生も言っていましたのですけれども、新型コロナウイルスは、日本ではもうアメリカとかイギリスの3社から1億4,500ぐらいのワクチンも手配しているわけです。〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕それで、その手配したやつの有効率、今まだ日本では臨床試験やっていないから、本当に大丈夫なのかということで69%ぐらいしか希望者がいないというような調査があつて、あとの31%は受けないというような人もいるというふうな調査の結果が出ていますけれども、イギリスでは7日の日からもう接種が始まります。アメリカは9日、ロシアも近々始めると言っています。日本も2020年度末、3月までには接種を開始すると言っているわけです。それまでにちゃんと臨床試験をやらない限りはできないのだろうけれども。だけれども、2日の日に参議院で法案が通っていますね、無料にするのだとかというので。ですから、その2020年の3月ぐらいにワクチンを開始しなければオリンピックどころの話でないから、やらざるを得ないでしょう。そのときに、ではどのような順序でやるのか、それからその薬品自体が、この前もニュースでやっていたけれども、マイナス70度ぐらいの冷凍庫で保管しなければ駄目だとか、いろいろな状況をクリアしなければ駄目なものいっぱいありますけれども、やはりちゃんと臨床試験やった結果、有効だとなれば、9割以上が有効なのだとかアメリカ辺りでは言っているわけだし、私の知り合いの医者ももう九十何%有効らしいから、早めにワクチンを接種できれば終息に近づけられるのだから、臨床試験を早くやってもらいたいというようなことまでお医者さん自体が言っているわけだから、だからそういうときに、ではどういう人が優先順位で、村上市では希望者に当たらないようなことのないように、やっぱり今からインフルエンザのワクチン接種を検証しながらやってほしいというふうに思っているわけです。確かに医療従事者とかが優先的に早くなるのではないかなというふうに思っていますけれども、そういうのを含めて、やはりこのインフルエンザの予防接種が私ちょっと納得いかない面もあるものだから、これよりもっと大きな意味で新型コロナウイルスのワクチンに関しての接種は、接種状況もきちんと市民が分かりやすくするような形で接種できるようにお願いをしたいと思いますが、最後に市長、よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） ただいま議員からご指摘のあった部分一々そもそももっともだというふうに思っておりまして、それと実は既に厚生労働省のほうから市町村に対してそういう準備を進めなさいという通知が来ています。その内容が今まさに私も同様の感覚で、そういうものを国の役割、また県の役割、市町村の役割、これまで集団接種をしてこなかった、個別接種、予防接種になっている中、今度集団予防接種にしなければならない、それ一つ取っても、どういうふうなガイドラインにのっとってやらなければならないのか、それが示されたり、また安全でなければなりませんので、そういうことを一つ一つ丁寧に示さなければ、準備だけしておきなさいよと言われても、それは困りますということを行いました、県を通じて。厚生労働省に直接言うと言ったら、それはやめてく

れと言われたので、県に言ったのですけれども。ですから、そういうことを含めて年度内に、国としては全国民にというふうに言っているわけでありますから、そのところはしっかりと事務として進むように我々は最大限の準備に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○18番（長谷川 孝君） 終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで長谷川孝君の一般質問を終わります。

午後2時5分まで休憩といたします。

午後 1時51分 休 憩

---

午後 2時05分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、1番、上村正朗君の一般質問を許します。

1番、上村正朗君。（拍手）

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） 1番、上村正朗でございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

私、今回は地域における重要なセーフティーネットである生活保護制度についての1つの項目のみで質問をさせていただきます。お手元に資料を配付させていただきましたので、併せて御覧になっていただければ幸いです。

それでは、質問を始めさせていただきます。生活保護法第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定しており、生活保護における国家責任を明示するとともに、保護は個別的であること、そして法の目的は最低生活保障とともに自立助長（以下「自立支援」と言い換えます）にあることを明らかにしています。生活保護は、市民にとって大切な制度であり、実施体制の充実を図るとともに、支援水準のさらなる向上に不断に取り組む必要があると考えます。そこで、以下について市長にお尋ねいたします。

①、生活保護制度が地域で果たしている役割について見解を伺います。

②、生活保護業務は、失業や傷病、障がいなど様々な困難を抱えた利用者の状況を正確に把握して、適切な支援を行わなければならない専門性の高い業務であると考えますが、見解を伺います。

③、利用者に対する自立支援を行う上での課題について見解を伺います。

④、生活保護業務の実施体制における課題について見解を伺います。

⑤、一部のマスコミ報道等の影響を受け、市民の中に生活保護に対するマイナスイメージが広が

っています。必要な方が制度の利用につながらないおそれがあると思います。市報むらかみ等を活用して、生活保護に対する正しい理解を促進することが必要だと考えますが、見解を伺います。

最後に、⑥、自立支援の充実に向けて研究者や民間の支援機関、市民等の意見を聞いて検討すべきと考えますが、見解を伺います。

市長答弁の後、再質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、上村議員のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、生活保護制度についての1点目、生活保護制度が地域で果たしている役割についての見解はとのお尋ねについてでございますが、生活保護制度は生活困窮に陥った際の最後のセーフティネットであり、市民の権利でもあります。最低生活を保障することで生活が安定するとともに、様々な制度や社会資源を活用し、安心して暮らしていくことができると考えているところであります。

次に2点目、生活保護業務は、利用者の状況を正確に把握して、適切な支援を行う専門性の高い業務であると考えますが、見解はとのお尋ねについてでございますが、ご指摘のとおり、生活保護業務は様々な困難を抱えた方への支援となりますので、幅広い知識と経験が求められます。社会福祉法では社会福祉主事を置くこととなっており、その資格取得をさせているところであります。知識習得のための研修に積極的に参加するよう努めているところであります。

次に3点目、自立支援を行う上での課題はとのお尋ねについてでございますが、生活保護からの脱却だけが自立ではないという観点から、安心してその人らしい生活ができるよう、一人一人に寄り添った支援が必要となります。先ほどのご質問にもお答えをいたしました。自立支援では支援内容が多様化、複雑化し、幅広い知識を求められていることや、利用者との信頼関係を築くことが重要であり、職員にかかる負担は大きくなっていると思いますが、研修等を通じて職員のスキルアップに努めてまいります。

次に4点目、生活保護業務の実施体制における課題はとのお尋ねについてでございますが、本市の被保護世帯は高齢世帯が50%を占めるなど、就労に結びつくのが難しい状況であり、体調不良の方も多く、受診勧奨が優先される状況であります。また、身寄りのない被保護者や親族から協力を得られない方の入院や施設入所、死亡の際などに職員が対応するケースが増加しているところであります。

次に5点目、生活保護に対するマイナスイメージが広がっており、必要な方が制度の利用につながらないおそれがあるため、市報等を活用して正しい理解を促進することが必要だと考えますが、見解はとのお尋ねについてでございますが、市民の方が困窮に陥った際にためらわず生活保護の申請ができるよう、生活保護制度を正しく理解していただくことが必要であると考えているところで

あります。現在本市のホームページ上で生活保護制度の案内をいたしておりますが、今後は市報も活用しながら周知をしてまいります。

次に6点目、自立支援の充実に向けて研究者や民間の支援機関、市民等の意見を聞いて検討すべきと考えますが、見解はとのお尋ねについてでございますが、自立支援につきましてはご本人の希望や関係機関のご意見、各種研修会での事例を参考にしながら、日々の業務において充実に努めているところであります。なお、自立支援の充実に向けての検討会等は設けておりませんが、どのような方法がよいのか、今後研究してまいります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 答弁ありがとうございました。非常に前向きな、いつもながら答弁いただきましたので、再質問の必要もないような気がしますけれども、せっかくですので、少し再質問させていただきたいと思います。

市長おっしゃったとおり、生活保護というのは市民生活の最後のセーフティーネットです。きちんと機能しないと、本当にこの村上の地域の底が抜けてしまう。貧困、飢え、それから自殺、DV、いろんな依存症等々、何か生活に困ったことがあったら市役所が守ってくれる、地域が守ってくれる、そして生活再建や自立を支援してくれる、そういう安心感が地域を支える力、地域を誇りに思うことにつながり、ひいては人口減少対策につながるものと確信しています。生活保護は、単なる経済的に困っている人にお金を払えばいいというような、そういう貧弱な内容ではないというふうに思います。もちろん経済的に困っている人に経済的に支援するというのは大事なことですけれども、それ以外にも本当に大切な役割があるということをご理解いただきたいと思います。

私は、ケースワーカー6年、査察指導員4年、それから県庁福祉課で保護係長3年、計13年、生活保護の仕事に携わってきました。2009年からは、県内の福祉事務所の職員に呼びかけて、勉強会を十数年取り組んでいます。この11月にも三条で県の介護支援専門員協会の方と共催で、80人ぐらいケアマネさんに集まってもらって、生活保護の理解をしてもらうような研修会もやっています。生活保護は、非常に奥が深く大変な仕事ですが、苦しみや悩みを抱えている住民の皆さんを支援することができる、本当にやりがいのある仕事だというふうに思います。若ければもう一度福祉事務所のワーカーをやってみたいなというのは、これ本音でございます。

それで、少し、せっかくですので、資料を御覧ください。資料3です。4のほうがいいですね。保護率というのがあって、資料3のほうで保護率です。村上市の令和2年8月、人員が生活保護を利用している方が597人です。保護率が10.43、単位がパーミルです。百分率ではなくて千分率。1,000人のうちに10人強の方が生活保護を受けていらっしゃる。ということは、100人に1人ですので、かなり率としては高い、身近な存在だと思います。その隣の世帯数で見ていただくと467世帯で、世帯の保護率は20.58ですから、50世帯に1世帯は生活保護を利用している世帯だと。普通に生活を

しているとなかなか生活保護を利用している世帯の姿というのは見えないのですけれども、非常に身近な、実は隣にいる方がそうだというような身近な制度でございます。県内の保護率をちょっと調べてみました。1位が新潟市14.86パーミル、2位は我が村上市10.43でございます。3位は新発田市9.94、昔は新発田が2位で、村上が3位なのですけれども、去年かおとしあたり村上が2位になったのです。ちょうどその頃新発田の社会福祉課にいて、村上に抜かれたなという、新発田の社会福祉課の人が悔しがっていたというのはおかしいのですけれども、2位の地位を村上に明け渡したというようなのが恐らく2年ぐらい前だったかなというふうに思います。

そこで、市長に質問なのですが、保護率が10.43パーミルということというのは、県内2位ということなのですが、それに対して何か2位というのはどうなのか、ちょっと多いとかその辺のところ、もし感想がありましたらちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） この数字を見て、他自治体との比較で多い少ないというのが正しい感想なのかどうかというのは私ちょっと自信を持って言えない部分はあるのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、例えば生活保護の世帯というのはそれ自立させるということは生活保護から脱却させるだけでなく、そういう状況であってもしっかりと生活ができるということが重要だという視点、それと最後のセーフティーネットだという、そういったものをしっかりと提供している環境が整っている面もあるのかもしれませんが、ただ、数字的に1,000人に10人という形でそういう対象者が存在している、これはまさに紛れもない現実でありますので、そういったものが所得と消費のバランスがどういふふうになっているのかというのはこれからしっかりと検証していかないと、それは各自治体で物価も違うでしょうし、生活様態も違いますので、そこの中でお困りになっている部分についてはやっぱりしっかりと手を差し伸べるという制度を明らかにしていくということが重要だろうというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。

生活保護の自立論で脱却するばかりが自立ではないという形で答弁いただける市長さんは恐らく少ないだろうと思いますので、非常に正しい理解をしていただいて、感銘を受けるわけでございます。この数字そのものは、窓口に来た方、それから関係機関が担当につなげた方を粛々と要否判定をした結果だというふうに私も受け止めておりますので、これが低いとか高いとかは、私もたまたま県内の2位なのだろうなという気持ちでございます。

資料の2枚目を御覧いただきたいと思います。全国の保護率は16.3パーミルなのですが、この生活保護の補足率というのは何かといいますと、平成22年当時厚生労働省の中にナショナルミニマム研究会という研究会を立ち上げて、分かりやすく言えば、生活保護を受けられる人の中で申請すれば生活保護を受けられる要件を満たしている世帯の中でどのぐらいの世帯の人が実際生活保護を受

けているのかということ国民生活基礎調査を基に国の研究会のほうで試算した結果です。平成22年4月当時、生活保護世帯は108万世帯です。そのほかに所得が生活保護基準に満たない世帯が705万世帯。だから、申請すればあと705万世帯、生活保護を利用することができる可能性がある。その705万世帯と108万世帯を比べると、捕捉率は15.3%です。なので、6倍ぐらいの方が生活保護を申請すれば受けられるよ、まだまだ捕捉できていないよということです。それは貯金とかの資産を考慮していませんので、貯金等の資産を考慮した所得が生活保護基準に満たない世帯が337万世帯。それと108万世帯を比べると、捕捉率は32.0%。ですので、研究者の方もそうですし、我々もそうですけれども、今生活保護を利用されている方の3倍ぐらいは申請すれば生活保護を受けられるのだけれども、生活保護を受けないで暮らしていらっしゃるというふうに、私も常にそういうふうに見ています。なので、実際先ほどの村上市で10.43パーミル、597人というのはまさに氷山の一角だろうと。まだまだ生活保護基準にも満たない水準で生活していらっしゃる方は村上にもいらっしゃるというふうに私は考えています。

それともう一つ、セーフティーネットとしての役割というのは生活保護世帯が地域で果たしている役割のもちろん主要な側面なのですが、資料6を御覧いただきたいと思います。これは副次的な考え方なのですが、私もいろんな研修会とかでは必ずこの話をさせていただいています。令和元年度決算で歳出、生活保護費として村上市が支出したのが8億3,921万9,660円、8億4,000万円支出をしています。8億4,000万円というのは、生活保護利用者の方が商店で食料品を買ったり、シャツを買ったり、靴下を買ったり、それから病院にかかる医療費であったり、アパートの家賃であったり、そういう基本的に地元へ落ちるお金が8億4,000万円ということですので、中には違う方もいらっしゃるかもしれませんが、生活保護の利用者の方が新潟の伊勢丹まで買物へ行く方というのは恐らくほとんどいないと思いますので、みんなこの8億4,000万円というのは基本的に村上市の地域の中で循環していくお金ですよというふうに、その話を私は必ずさせていただいています。国家責任の原則というのが生活保護にありますので、国の負担金として4分の3、大体6億4,000万円、4分の3分は来ています。これが本当は4分の4、10割、国家責任の原則ですので、10割来るべきだというふうに私は思っていますけれども、4分の3来ています。足りない分はどうしているのかというと、国の厚生労働省の説明は、地方交付税算定に係る基準財政需要額というところにきちんと載せていますよという説明をしています。ただ、これは私も役所の人間でしたので、国の言うことは、信用できないというわけではないですけれども、本当にどこに幾ら来ているのかというのはなかなか分からないところもあるわけですが、基準財政需要額としては3億6,300万円。3億6,000万円基準財政需要額として見ていると。しかし、基準財政収入額というか、市税等自主財政を充てているところもあるわけですから、全部が全部交付税措置されているわけではないですけれども、私のざっくりの試算で言えば、大体90%強ぐらいは交付税も含めて8億4,000万円の中の90%以上は国のほうで何とか措置してもらっているのかなというふうに思いますし、4分の1部分



の1億9,900万円のところだけで考えれば、交付税で全額来ているのかなというふうに考えても間違いではないと思いますけれども、いずれにしてもちょっと国家責任という面からすると、もうちょっとしっかり分かる数字で自治体のほうに流していただきたいなという気持ちはございます。これ質問ということではないですけれども、そういう面もあるのだということはちょっと押さえておいていただければありがたいなと思います。

2番目の生活保護業務が適切な支援を行う専門性の高い業務であると考えますがということで、私もこれはそのとおりだと思います。これもよく、それこそ県庁におりましたので、監査を3年間、県内全ての、新潟市除くですけれども、全ての福祉事務所に行かせていただきましたけれども、生活保護業務というのは児童相談所や保健所の精神保健福祉相談と同じレベルだと思います。なので、その同じレベルの方を市がそれを配置するというのはなかなか人事政策上、新潟市は福祉専門職で採用していますので、新潟市は別ですけれども、なかなか難しいのだろうなと思いますが、幅広い知識と経験が必要だということで、それは確かにそのとおりなのですが、その前提として高い倫理感とか人権意識とか、そういうことを持った人をきちんとやっぱり福祉事務所に配置していただかないと、その辺がなかなかちょっと疑問符のつく方だと、幾ら知識とか経験積んでも、ちょっとどうなのかなということがありますので、まずその専門性を担保するためのそもそもそういう人を福祉課に職員の配置をしていただければと思うのですが、生活保護業務の専門性を担保するための人事政策としては、採用して配置されてからは研修とかいろいろあると思うのですが、その前の段階で市の人事政策としてこういう考え方で福祉課への人員配置を行っているよというのがあると思いますので、ご紹介いただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 非常にここの部分はデリケートな業務を要するところでありますので、我々も人事異動の際には非常に慎重を期するというふうな状況であります。議員ご承知のとおり、高度な専門性と倫理性、当然であります。そういった中で信頼関係を築きながらしっかりと我が事として対応していくという、非常に職員にとっては大きな負担を強いる、またはストレスをかけるというような業務になるなということをご数年来ずっと見て感じております。したがって、これまでも、これは庁内の内部の話でありますけれども、福祉職給料表の設定も含めて、いろいろな形の対応ができないかということについては内部で検討してきました。現時点で私のほうからは、ここのセクションについてはやっぱり専門性を高めるために専門職化するような手法、こういうものも視野に入れながらやっていかなければならないのでなからうかというようなことを指示を出しまして、現在研究をしているところであります。ぜひ上村議員からもこれまでのご知見をご披露いただきながらご指導いただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 専門職化も視野に入れて検討していただいているということで、非常に心強

く感じております。幸い村上市は地域包括支援センター直営ですので、社会福祉士必置ですので、そういう方が、恐らく社会福祉士、専門的な方を採用したとしても恐らく活躍していただける場というのは幅広くあるのだらうと思いますので、ぜひそういう視点で見えていただきたいと思います。

あと、資料8のほうはちょっと余計な資料なのですがすけれども、社会福祉主事、社会福祉法上は査察指導員さんと現業員さん、ケースワーカー、5法の現業員もそうなのですがすけれども、今ちょっと生活保護だけに絞っていますので、生活保護の現業員は社会福祉主事を持っていない人がやっては駄目だという社会福祉法の縛りがあります。村上市、ちょっとこれ瞬間的なものかもしれませんが、残念ながらワーストスリーにちょっと入っているものですから、その辺もちょっと今市長がご答弁いただいた方向で考えていただければいいのかなと思います。これも社会福祉主事の任用資格がなくても現在の担当職員は本当に頑張っているし、いい仕事をしているというのは私も信用しておりますので、資格イコールいい仕事ではありませんけれども、でもやっぱり法律で守られている以上はそれをまた全く横に置くというのでもできませんので、併せて考えていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

すみません、時間もないので、続きまして③、利用者に対する自立支援を行う上での課題について見解を伺いますというところで、これはちょっとなかなか。1つは、ちょっと前提として村上市が生活保護法の目的である自立の助長、自立というのをどういうふうに理解しているのかなというのは、確認なのですがすけれども、先ほどから市長が脱却イコール自立ではないよと正解をおっしゃっていますので、それでいいのだらうと思いますけれども、村上市のホームページに自分で自分の暮らしを維持できるよう支援する、それが自立の助長だというふうに書いてあるのですがすけれども、自分で自分の暮らしを維持できるようというのは経済的な側面が強い脱却自立論のちょっと匂いがするものですから、その辺何かどうなのかな。課長のほうがあれでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 確かに経済的な自立というのが前面に出ている書きぶりではあるかと思いますが、その中には日常の生活における自立ということで、自分の身の回りといいますか、日常の生活、それをきちんとできるようにしましょうということ、それから社会生活における自立ということで、簡単な言葉で言いますと隣近所とのお付き合いをしましょうというような自立ということもありますので、その辺を全部含めた形での表現とさせていただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ホームページを見た市民の方はそうは思わないと思うので、課長さん、福祉事務所長さんがそう思うのであれば。結局自分で自分の、私が一番こういうところで危惧するのは、SOSを出さなくてはいけない人、助けてと言わなくてはいけない状況にある人がこのホームページを見て、ではSOSを出せるかどうか。制度につながらないというのが一番怖いものですから、自分は自分で自分の暮らしを維持できないな、仕事することができないよな、自分は、それで生活

保護を諦める人、ひきこもりの人が多いわけです。なので、その辺はとてもナイーブな人たちを相手にしているので、ぜひその辺慎重な表現にして、これを見て諦めるような人がないように、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） ご指摘のとおりでありますので、早急に直したいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 仕事柄このようなことばかりで申し訳ありません。

それでは、ここも自立支援の関係で自立論みたいなこともちょっと質疑しようかなと思っていたのですが、市長さんをはじめ所長さん、皆さん分かっていらっしゃるようですので、あまり自立がどうこうなんていう釈迦に説法な話しでもしようがないのですが、資料12のところでのこの文章は私の仕事上の恩師であります釧路生活福祉事務所の主幹でした櫛部武俊さんが「住民と自治」という本に最近、今年でしたか、書いています。中身は後で読んでいただきたいと思うのですが、要は市長のおっしゃっているとおりの、経済的な自立、これは廃止です。だけではなくて、自立というのは社会生活の自立、日常生活の自立もあるのだよということで、これは平成16年に生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書というのが出て、それを読んで私の目からうろこが落ちたのが、生活保護を受けながらの自立もあるのだと、そういうことです。そういう話をここにしているところです。それと、あと大事なのは日常生活自立、それから社会生活自立、経済的自立というのはステップアップして行って、縦の関係だけではなくて、日常生活自立と社会生活自立が横に伸びて行って、就労自立までは至らないけれども、近所の人と仲よくボランティアやったり、人生を楽しく尊厳を持ってできる、それだって自立なのだよと言われて、私も非常に楽になった覚えがありますので、そういう自立論であります。

それで、一番最後の6ページに、これは有名な釧路の三角形という、一部生活保護大好きな我々の分野の人では有名なのですが、釧路の三角形という三角形の概念図です。生活保護の受給世帯、私は受給世帯という言葉は嫌い、利用世帯、受給という言葉は経済的な支援だけが頭にある、生活保護をもらうとか、生活保護を受給するというのは概念的に間違いだと思っていますけれども、利用世帯だと思いますが、下に生活保護受給世帯があって、日常生活を支援するプログラムがあって、中間的就労をするプログラムがあって、就業体験プログラムがあって、就労支援プログラムがあって、最終的には就労自立するという縦の流れと、あとこの横の日常生活自立、社会生活自立、それでもいいのだよ、あなたらしい生活ができればそれでも立派な自立なのだよというのです。そういう概念図です。やっぱりこの中で肝なのは、釧路にはこれだけ社会資源があるという、三角形を書けるだけの資源があるということです。既存にあるものを利用しただけではなくて、相当これは福祉事務所が開発、ないところから開発して、これだけの三角形をつくれるようになったわけですが、ちょっと課長には嫌な質問で申し訳ないですけれども、村上の三角形というのはちゃんと

書けるのですかという質問をしたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 確かに厳しい面はあるのですが、村上市においてもいろんな支援をしてくださる団体とかありますので、まだ私どもが気づいていないそういう支援してくださる方もいらっしゃると思いますので、その辺は情報を取りながら、三角形に近い形にできるようにしていきたいなと思います。まだ情報収集のほう、全てできているというわけではないと思いますので、努力していきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 大変ありがとうございます。

これが村上市の三角形だよという、ぜひ早めに見せていただければありがたいと思います。

それと、また市長にはちょっと怒られるかもしれませんが、村上の三角形というのがきちんとできると、視察に来る他自治体の職員が大いに増えると思います。この釧路の三角形を勉強しに、いろんな議会の常任委員会なんかもとにかく釧路には押しかけていますので、やはりそういう福祉の分野というのは非常に情報共有早いのです。村上がいい取組しているよ、村上が本当に福祉が輝くまちでいい取組しているよということは、立派な建物を造らなくても、やっぱりしっかりした理念をちゃんと立ち上げて、知恵を出してやれば、本当にすぐ村上というのは輝けるのだと思います。そうすると、観光だけではなくて、それを目当てにといいいますか、それを目的に来る方も増えると思うので、やっぱり人口減少もインバウンドも交流人口の増加というのも観光とかそういう面だけではなくて、福祉でも私はできると思うので、全ての分野でやっぱり注目を浴びて交流人口を増やすというのは大事だと思いますし、注目を浴びると、あとは一番いいのは職員のモチベーションが非常に上がるということだと思います。釧路の生活福祉事務所は物すごくそういう注目を浴びたので、福祉事務所からの異動を皆さんしたがらなくなったという、それは実際聞いたわけではないので、本当かどうか分かりませんが、人気職場になったということもありますので、やっぱりそういう地域経済の面から、それから職員の士気、モチベーションの向上という面からも、やっぱりお金をあまりかけずにいい仕事をぜひしていただければと思います。

それと、あと10分しかないので、すみません。

○議長（三田敏秋君） 議員、市長から意見があるそうです。

○1番（上村正朗君） どうぞお願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 村上市における三角形、やっぱりこれは必要なのだろうなというふうに思っております。今回上村先生のほうからご質問いただいているのは生活保護受給世帯、利用世帯という切り口なわけでありましてけれども、それに限らず、やっぱり障がいをお持ちの方とか、いろいろな分野の方がいらっしゃいます。私、事あるごとにそういう方々とお話をさせていただいたり、そ

の中から一つの手法としては家庭教育支援チームをつくりながらいろんな形で取組をしていき、また福祉の相談窓口を一元化していくというようなことで、やはりちょっとしたことでもいいのですけれども、そういう思いが伝わる場所、そういう窓をつくって行って、それが役所にもあるし、市民の中にもあるというものが一つ一つ丁寧に積み上がっていく三角形、これが非常に大切なのだろうなというふうに思っておりますので、ぜひこの釧路市の三角形、これを参考にさせていただきながら、これを目指し、またこれを超えられるような三角形になるように頑張っていきたいというふうに思っておりますので、感想を申し上げさせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。市長の思いを受け止めて、ぜひ現場の課長以下頑張ってもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、4番目の生活保護業務の実施体制における課題についてということですが、これは資料9です。現業員1人当たりの担当世帯数、村上市は上から4番目、これはワーストということに残念ながらなるのかもしれませんが、1人当たりの担当世帯数がちょっと多い事務所になります。この間までは3位だったのですけれども、新発田市が79から80、途中で世帯数増えて、6月までは新発田市が79で新潟市と並んでいたのですけれども、80に増えましたので、村上市が4位になっています。私の経験でいうと、78持つと、とにかくパニックだと思います。世帯とどこに住んでいて、どういう顔して、どういう人だとかというのが恐らくなかなか一致しないだろうなと思います。新発田市の社会福祉課も大体80ぐらい持っていますけれども、横でやっぱり社会福祉課を見ていると、毎日9時、10時まで残業して、土日どっちは出ているみたいなのが結構常態、最近そうでもないという話は聞きましたけれども、そういう状況ですので、非常に大変なのではないかなという推測をして、それで次の資料10を見たら、なかなかちょっと超勤少ないという話もありましたので、その辺午前中の高田議員の話にもちょっとこれつけていないところもあるのかなという、今日はそれを言う機会ではないのですけれども、これ総務課長さんなのだと思いますけれども、ぜひ健康管理、それからその辺で45時間という線があると思いますけれども、それは大体こういう超勤とかの数で大体45時間というのは把握するものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 時間外手当申請の時間数で45時間をカウントさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） そうすると、例えば万が一ここが〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕本当につけていないかどうかというのは分からないのですけれども、つけていないとすると、その辺ちょっとそごがあるので、タイムカードではないのですけれども、職員カードでピッとやると登退庁の時間、分かるのありますよね。ああいうのできつと恐らく本当の在庁時間というのは分かるのだろうなと思いますので、ちょっとそこまでは言いませんけれども、ぜひ業務量と人員について検

討したり、健康管理についてはやっぱり外に表れる超勤時間が必ずしも実態を正確に把握しているものではないということを入れた上でやっていただければ、それとあとは市長からそういうサービス残業みたいなことはあってはならないという話は午前中していただいたと思いますので、課長のほうで堂々と超勤命令すればいいと思いますので、よろしくお願いします。

あと5分になってきて、大体終わりますけれども、あとはちょっと細かい監査みたいな話になって申し訳ないのですけれども、訪問計画に対する訪問実施状況が、4月から9月の訪問、ちょっと資料がなくて申し訳ないです。89.9%の達成率、9割ぐらいです。訪問を計画して、実際その計画どおりに行けたのが90%なので、10パーセントは行けなかった、突発的な何かがあって行けなかった、相手が病気になって行けなかったというのはあると思いますけれども、その他世帯115世帯とか107あって、実施方針を見るとAケースが33世帯なのです。その他世帯というのはもしかしたら働けるかもしれないという世帯で、Aケースというのは毎月行く、毎月訪問するケースなのですけれども、33というのはちょっと少ないのかなという気がするのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） Aケースにつきましては、毎月ないし2か月に1回以上の訪問ということになっているのですが、まず保護申請があって決定した場合はほぼAケースになります。生活が落ち着いてきた段階で、順次BなりCなりに下げていくというような形になりますので、最初はAケースで出発というところで、少ないかどうかにつきましてはちょっと何とも言えないのですけれども、それ以外でAケースというのはあまりは出てこないかなとは思いますが、計画には載っていませんが、ほぼ毎日とは言いませんが、頻回に訪問している世帯もあります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 分かりました。

その辺はなかなか、私が心配したのは、80世帯ぐらい持っているものですから、なかなかAケースと位置づけるのが非常に大変なのかなと。私の感覚だと、就労というのが援助方針にあれば毎月行かなくてはいけないだろうというのが頭の中にあるわけですから、2か月分に1遍、3か月に1遍だとまず動かさなくてもいい世帯、見守りとか状況把握だけしていればいい世帯が2か月、3か月に1遍の訪問、何かこれ一般就労にこの人にちょっと動いていただきたいな、前に進んでもらいたいなと思えば、それAケースだろうと思うので、ちょっと言ってみました。

それとあとは、今日はちょっとあまり話をする機会はありませんでしたけれども、一般質問に当たって、私も村上市内の生活保護の利用者の方数人に話をお聞きしました。福祉事務所どうですか、ちゃんと支援してくれていますか、訪問ちゃんと来ていますか。いろいろな評価はありましたけれども、自立支援の関係で言って一番やっぱり印象に残ったのは、生活はできるけれども、もう生きていても仕方がない、毎日やることなく生きていく意味を感じられないという前期高齢者の方がいらっしやいました。やっぱり先ほど言ったとおり、経済的に支援していればいいというもので

はなくて、それは市長も課長もご存じだと思いますけれども、やっぱり自己有用感といいますか、尊厳を持って、居場所と役割があって、毎日元気に〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕生活していただく必要があると思いますので、例えば高齢者世帯の就労が8世帯です、二百何十の。要介護2、3の人に働けとはもちろん言いませんけれども、今65を過ぎても70過ぎても、短時間の仕事であれば私はできると思うので、しろということではなくて、本人がやっぱり生きがいで仕事を探したいとかということであれば、ぜひ探していただきたいと思います。就労支援から外す必要はないと思います。ハローワークは非常に嫌がりますけれども、福祉事務所としては就労支援の対象から外す必要はないと思うので、そのときにやっぱり正規の職員だけではなくて、最近話があったようなすき間時間、週1回とか2回とか、2時間、3時間、半日でもいいから来てくれというような介護事業者とかたくさんあるわけですから、そういうやっぱり職場開拓というか、就労先の開拓も自立支援のやっぱり一環だと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 就労につきましては、うちの事務所のほうに就労支援員という方が1名おりますので、ハローワークへの同行、それから就労先の開拓、その辺力を入れてくださっていますので、そこは十分活用していきたいと思います。

また、先ほどの釧路の三角形ではないですけれども、中間就労という形でシルバー人材センターなども活用していければと思っています。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 大変ありがとうございます。

では、続いてですけれども、5番目の正しい生活保護制度に対する理解の促進の取組、市長からホームページに載せているからそれでいいのではないかと言われたらどうしようかなと思って、いろいろ想定問答を考えたのですけれども、市報も使っていただけということで大変ありがたかったです。そのとき考えていただきたいのが、権利だから使いましょうだけではなかなかそれは来ませんと思います。それと、市民からあまり理解されません。権利ばかり主張してというのが生活保護バッシングする人たちの手とか常套句ですから、権利なのだけれども、生活保護を利用して村上市でこういう頑張っている人がいるよという、やっぱり事例をぜひ出すような形で、ああ、頑張っているのだよねと。よく私は言われます、生活保護受けている人はお金だけもらって楽しんでいるという。そんなことは絶対ないのです。それは現実を知らないからそういういいかげんなことを言うわけで、非常に頑張っている人たくさんいらっしゃると思うので、そこをやっぱり知らせていくということが生活保護制度に対してしっかり理解をしていただけることになりまして、では自分もこういう自立の支援してくれるのだなというのが分かれば、自分も、ではSOS出そうかなという、本当に困っている人がつながりやすくなると思いますので、私も県庁長かったですけれども、恐らくそういうような手法でやっている市はないと思います。やるだけで取材がいっぱい来るので

はないかなというふうにもくろんではいるのですけれども、ぜひその辺市民の方に本当に、こういうふう頑張っている方がたくさんいらっしゃるのだなという、そういうのが伝わるような市報にさせていただくと、非常に村上すごいな、頑張っているなということになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の6番目は市長のお答で結構でございます、回答で。一言だけ言うと、実施方針がちょっと自立支援のほうが全くあまりないなという、実施方針の中にやっぱり自立支援しっかりつくって、エンパワーメントとかいろんな民間の方の知見も入れて、ぜひ自立支援充実していただければと思ひます。ということで、実施体制、それから自立支援の在り方にぜひ検討していただひいて、生活に困窮した村上の市民の方がSOSの出しやすい制度にしていただひければなと。そして、本当に福祉輝く村上ということで、ばあっと情報発信もしていただひければなと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

以上で〔質問時間終了のブザーあり〕終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで上村正朗君の一般質問を終わります。

---

○議長（三田敏秋君） 本日はこれで散会といたします。

また、7日も午前10時から一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

ご苦勞さまでした。

午後 2時55分 散 会